

## 第二章 治 水

### 第一節 滝川と川

滝川は石狩川とその第一の支流である空知川の合流する地点に位置しており、その影響を大きく受けてきた。

石狩川は本道第一位、我が国においても屈指の大川である。北海道の屋根といわれる大雪山系の石狩岳を源として溪流を集め、上川原野に出て手朱別・忠別・美瑛の支流を合わせ、神居古潭の峡谷を通り石狩平野に入る。そして雨竜・空知・江別・豊平・当別の各支流を合わせて石狩まで二六八・二キロメートルをえんえん蛇行流下して日本海に注いでいる。

この流域は一大平野を形成させ東西約十五キロメートル・南北約八十キロメートルに及ぶ石狩平野で、農耕地としてひらけ、各地に灌漑事業が起こって水田地帯となった。都市・交通も発達して北海道の心臓部にもあたる発展をみせたのである。

水田耕作が行われるようになってからは水位が極端に下がって、中流にあたる滝川附近の渇水期には歩いて渡れるほどである。

神居古潭から下流は流路曲折し、随所に三日月形の旧河跡湖を残している。

水流すこぶる緩慢で水面勾配七千分の一から一万分の一を上下しており、川幅およそ四五〇尺（注約一三五メートル）から七六〇尺（約二三〇メートル）を

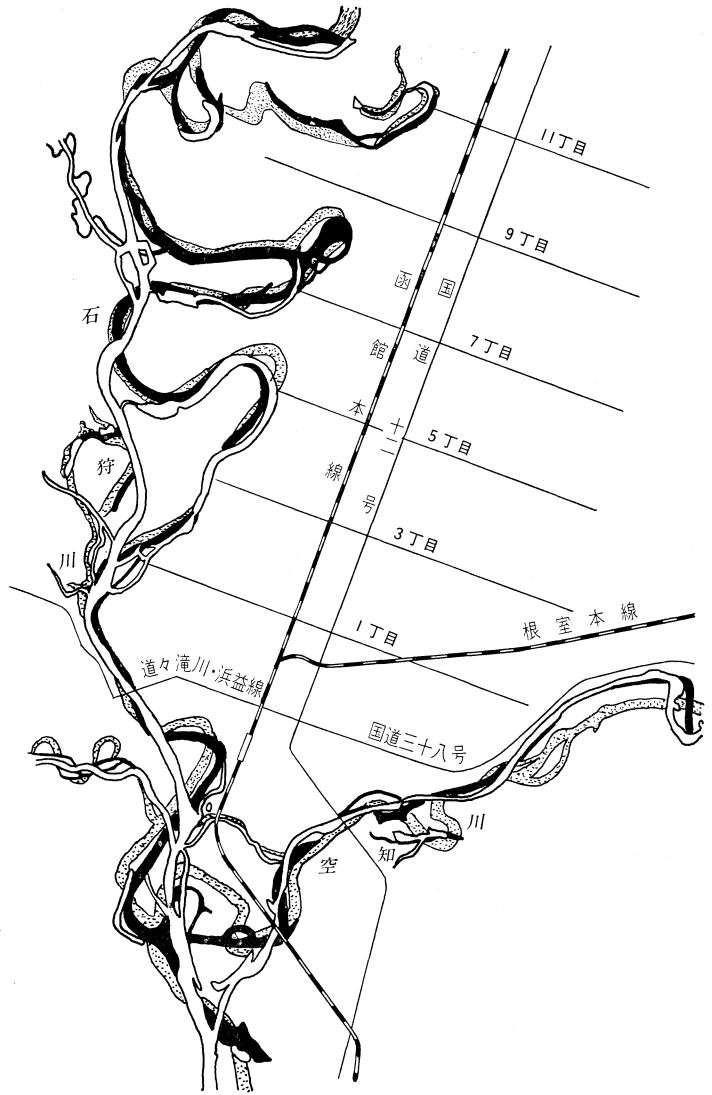
示し、平均水深八尺から二二尺（二・四〜三・六メートル）とのことである。このため一朝豪雨の際は、大小支流の水と合し洪水が頻発し、流域に莫大な損害と恐怖心を与え、本道開発の一大禍根となったことは災害年表に示すとおりである。

これは道庁技師岡崎文吉（注 旧石狩川橋設計者でもある）の石狩川治水計画調査報文の一節であるが、石狩川の姿をみることもができるものである。

さらに石狩川の支流である空知川（第五編第二章第二節を参照）は一三・四・二キロメートルに及ぶ流下で滝川に達するものが、現在の川口附近の川幅は五〜六〇メートルであるが、豪雨時には川幅一五〇メートルに達する奔流と化し、滞流する石狩川に合流するため水位が著しく上昇して氾濫することになり、しばしば大水害を発生させている。

したがって流路も変化して各地に三日月湖や湿地帯を造っているもので、開村以来の流路変遷をみても次図のとおり大きな変化である。

石狩川・空知川流路湖沼変遷図



## 第二節 石狩川の水路保護

北海道開拓の初期においては石狩川を内陸部開発の交通路として水路を保護し、兩岸に移住民を招き、自然からの被害を守る河川保護維持を計画すべきであると考えられた。

北海道庁技師福土成豊は明治二十二年七月十九日、次のような上申書を提出して詳細な意見を述べている。

### 石狩川水路保護上申書

本文建言し工事ニ付テハ至極賛成スルモ其ノ大工事ヲ興サンベキ主意亦ハ出費償却ノ要旨ニ付テハ未タ世論ノ納ルベキ点ヲ見出兼ヌルノ事情モ有之依テ此ノ件ニ付テハ不日同地方へ巡回ノ好機会モ有之候得者 尚ホ実施視察之上何分ノ所見ヲ上伸可仕心得ニ有之候也

明治廿二年七月十九日

北海道庁技師 福土 成豊

### 石狩川水路保護之件

此石狩川水路保護法ハ第一ニ樺戸四人ヲ使役スヘキニ功用アリ 第二ニ本川ヲ昇降スル諸舟ノ賃銭ハ今ノ半分以上ヲ省減スルノ功用アリ 第三ニ目下上川郡ニ産スル石灰石其他各種ノ経済石ヲ運送シ自国ノ産石ヲ以テ自国ノ需要ニ共スルニ功用アリ 第四ニ本水ノ登魚ヲシテ増殖セシムヘキニ尤モ功用アリ 第

五ニ本水ノ盜漁人ヲシテ其自然ニ於テ防禦スヘキニ功用アリ 第六ニ上川郡ヲ開拓スヘキニ於テ其功用極メテ大ナリ 第七ニ石狩川兩岸ノ要地ハ其自然ニ於テ人民ヲ繁殖スヘキノ功用アリ 以上ノ如ク本州ノ開拓上ニ極メテ肝要ナル功用ヲ包蔵スルモノト雖モ一々之レカ理由ヲ論述スルカ如キハ言ノ冗長ヲ恐ル且之ヲ陳述セサルモ其理由ハ自然保護上ニ明亮ナルヲ以テ之ヲ省言シ茲ニハ專ラ保護法ノ一点ニ於テ之ヲ述フ

石狩川ハ本州命脉ノ関スル至大ナルハ敢テ喋々セス故ニ此水路ヲ保護スヘキハ本州ノ開拓上ニ於テ最モ急務ナリ而シテ其事タル易ク且近キニ在リ今左ニ其要領ヲ条陳ス

### 第一 流木切流シノ事

石狩川ハ當時上川郡神居古潭ヲ以テ其水口トセシ事ハ上川郡土人ノ口碑及ヒ本水兩岸ノ地質ニ於テ明確ナルモノナリサレハ當時神居古潭水口以外ハ無論一様ナル石狩海面ナリシモ其潮水ノ漸ク退キ去リ其吐宰ノ漸ク積甚シ 方今ニ至リ其水口ハ延軋約百里ノ下流ニ於テ石狩海ニ朝スルニ至レリ故ニ此約一百里間サセル高低ナク又傾斜ナシ 若シ石狩海水ヲシテ今ヨリ二百尺高カラシメハ猶旧時ノ如ク神居古潭ヲ以テ其水口ト成スヘシ サレハ上下一百里間ニ於テ二百尺ノ高低ト目算シ其水路ハ極メテ平流ナルヘキノ理ハ得ヲ見易モノトスヘシ 然ルニ此水程中往々滝瀨ヲ起シ急流ヲ生スルカ如キハ皆其水底ニ古來流木ノ沈没スルモノアツテ之レカ障碍ヲ成セルニ由ラサルハナシ 故ニ能ク此流木ヲ除却セハ上ハ神居古潭ヨリ下ハ石狩水口ニ至ル平々巨々タル遅流ニシテ布帆船ノ如キモ亦能ク上流ニ遡ルヲ得ヘシ 故ニ此川ニシテ其流木ノ障碍ヲ除却セハ水路ノ安全ナル海内無比ノ名流ト稱スヘシ

茲ニ本水ノ流木ヲ拳ケテ之ヲ切斷シ其下流ニ流下スヘキノ人夫ハ幸ニ本水ノ中流ニ於テ樺戸囚人アリ之ヲ使役シ其三、四十人ヲ要シ且以テ小分ノ器械船具ヲ備ヘ先上流ナル神居右潭ヨリ漸々之ヲ切り流シ以テ下流ニ至ルヘシ 思フニ此工事其數句ヲ出シテ竣功スヘシ 此囚人ヲ使役シ器械船具ヲ備フシキ經費ハ初年度ニ於テハ專ラ官ノ御保護ヲ仰クヘシ

第二年に至リテハ僅々一年内ノ流出ニ係ルモノナレハ年年春夏秋冬ノ際其期節ヲ定メ官吏ヲ以テ之ニ監督シ年年恒例ト成シ其經費ハ兩岸ノ人民往來ノ汽船及ヒ丸木船持等ノ課役ニ當ツヘシ

### 第二 兩岸伐木ノ事

## 第一章 治 水

凡ソ河流ノ右岸平易ナルノ地ハ左岸險阻ニ 左懸崖ナルノ地ハ右岸ニ磯浜ヲ生スルハ天下河流一般規則ナルカ如シ 是其洪水ノ衝突緩猛ノ作用ニ出ルモノナリ而シテ其懸崖ナルノ地ハ益セス

水勢ヲ受ケ其岸ハ常ニ崩墜スル弥甚シケレハ即チ水路ヲ軋シ一方ニ磯浜ノ増長シ其水ノ迂回屈曲ヲ致ス甚シキニ及ヘリ 今本水中樺戸ヨリ空知太ニ至ルノ間屈曲ノ大ナルモノ三所アリ 之ヲ大曲リト稱セリ 而シテ其岸ノ水突ヲ受ケ崩墜スルニ當ツテハ大樹大木ノ沿岸ニ立スルノ地ハ之ヲ推倒シ其根拠ハ多數ノ推積ヲ占メ推倒ノ余勢左右近傍ニ及ヒ其堤塘ヲ損害シ之ヲ大木ナキノ地ニ比スレハ其幾倍ヲ知ラス 其樹弥大ナレハ損害弥甚シ故ニ此水路ヲ保護センニハ沿岸ノ大木其十間積ヲ伐除セサルヘカラス

若其良林アルノ地ニシテ其伐木ヲ惜ムトスルモ必ス五間積ハ除却セサルヘカラス此伐木人夫ノ如キモ同シク樺戸囚人ヲ役スルニ利アリ凡ソ兩岸近接ノ地ニ巨樹大木アルモノハ洪水ノ突力ニ依ツテ之ヲ推倒スルニ當リ其堤塘ノ損害甚シキノミナラス此立樹ハ常ニ多量ノ水分ヲ吸收スルカ為ニ其地積中ニ多ク水湿ヲ包蔵シ洪水ノ衝力ヲ防ク極メテ微弱ニシテ又以テ崩墜シ易キノ 一原因ヲ成セリ 故ニ此立樹ヲ伐除セハ此地ニ水湿ヲ吸收スルナク且其樹陰ナキカ為メニ地面常ニ乾澇シ自然圧力ヲ強カラシムヘシ是水路ヲ保護スルノ要点ナリ

### 第三 本水兩岸ニ小徑ヲ通スル事

既ニ水中ノ流木ハ除却セリ又兩岸ノ巨樹大木ハ伐除セリ茲ニ於テ河流ハ平易ニシテ兩岸ハ開豁ナリ 次ニ下石狩邑ヨリ上神居古潭ニ至ルノ間本水兩岸ニ小徑ヲ通スヘシ其徑路ハ甚広キヲ欲セス一馬駢一人足ヲ容ルヲ得テ足レリトス 此兩岸ニ徑路ヲ通スルニ至ツテハ人喜ンテ之ニ就テ往來スル者多カルヘシ 此堤上ハ希レニ人跡ヲ得ルモ其圧力ノ増加スル少シトセス 況ンヤ本水ノ大ナル自ラ人ニ利スルモノアツテ今日ト雖モ荊ヲ分チ棘ヲ潛リ此兩岸ヲ相往來スルモノ少シトセサルヲヤ 其路幅ノ如キハ要スルニ 三尺ニ足リトス其人夫ノ如キハ同シク樺戸囚人ヲ役スヘシ

### 第四 本水ニ曳キ船ヲ開ク事

既ニ兩岸ニハ小徑ノ通スルヲ得タリ世人ハ之ヲ見テ其土人ト内地人ヲ論セス本水ニ通舟ヲ所持スルモノハ競ツテ曳舟ヲ願ヒ出ツヘシ 即チ願出ニ随ツテ之ヲ許可スヘシ本水ニ曳舟ノ開クルニ及ハ、其ノ水ハ遅流ナリ其路程ハ平亘ナリ 今日迄ノ如ク其舟ヲ掉ト擢トニ辛苦スルニ比スレハ其勞ノ半ヲ減シ且風雨ニ

阻テラル、ノ憂ナク常ニ日程ヲ期シテ其目的ノ地ニ達スルヲ得ヘシ故ニ運賃ノ如キモ亦其ノ半ヲ減スルヲ得ヘシ

第五 大曲リ三ヶ所ヲ切開ク事

本水中 惠別ヨリ雨竜ニ達スルノ間水路屈曲ノ大ナルモノ三所アリ 其一ハ二里ヲ迂回シ其一ハ一里半ヲ迂回シ其一ハ一里余ヲ迂回セリ 之ヲ合シシ五里ノ迂遠トナス五里ハ即チ上リ舟一日程ナリ 之ヲ直線ニ切開ヘキニハ長キモ八十間ニ過キス短カキハ五十間ニ足ラス サレハ僅々合シテ二百間ノ寄洲ヲ開鑿セハ石狩川ノ水程其五里ヲ縮シ登リ舟ノ一日程ヲ省クヘシ 而シテ其鑿開方モ僅ニ一小水路ヲ通シ以テ春米消雪ノ増水ヲ待ツテ之ヲ流通セハ即チ丸木舟ヲ通スルヲ得ヘシ 且之ヲ直線ニ切開クモ本水ノ遅流ナルヲ以テ諸舟ノ航程ニ妨害ヲ与フヘカラス此切開中ノ如キモ樺戸囚人ヲ役セハ其経費僅少ナルヘシ 既ニ本水ニ曳舟ヲ通シテ其貨物ノ運賃ハ半額ニ減シタリ今又一日程ノ水路ヲ縮セリ其運賃ノ如キハ今ノ六ヲ減シ其四ヲ存スルニ至ルベシ

以上ノ保護本水ニ行ハレテ樺戸囚人役スヘシ上川ノ石灰積取ヘシ上川郡開クヘシ石狩川兩岸自ラ人烟ヲ見ルヲ得ヘシ 魚属殖スヘシ 盜漁防クヘシ 此工事尽クテ之ヲ樺戸囚人ノ手ニ委スルモノトセハ其費額極メテ少ナルヘシ 仰キ願クハ樺戸集治監ニ被命右五件ニ對シ囚人ヲ使用スヘキ費途ヲ御垂問ノ上本州開拓ノ為メ此件速ニ御決行アラソトヲ

樺戸囚人ヲ使役スヘキノ目的

- 一 上川郡神居右潭ヨリ惠別太ニ至ル凡ソ七十里間流木引揚方ノ人夫數並賃錢
- 一 前同里間石狩川左右巾三尺ノ小路開通ノ人夫數並此賃錢
- 一 前同里間石狩川左右岸五間口伐木ノ人夫數並此賃錢

△函館図書館蔵▽

第三節 風水害

明治三十一年の大水害

明治三十一年には四月、五月、七月と出

水があり、石狩川流域の各地は相当の被害をうけ、特に農家の被害が多かったのであるが、この年さらに大きな水害があった。

九月六日になって全道にわたって豪雨が降り、止むことなく翌七日には強風も加わる暴風雨となり八日の朝まで降り続けた。

当時札幌測候所の観測によれば六日午前十時二十分から八日午前八時四十分にかけての四六時間二〇分までに降った降雨総量は、一五七ミリメートルで一坪(約三・三平方メートル)につき二石八斗七升六合(約五百十八・七五リットル)という驚くべき量に達している。

明治九年に札幌測候所が開設されて以来今日までの最高記録であるが、それまでの一〇カ年間における降雨量の多い記録をみると、

年 月 日	降雨時間	降雨量	一坪に対する降雨量
明治二十二年八月 自二十五日 至二十七日	二四・〇〇分	一一二・六	石斗升合勺 二・〇六二八
同 二十三年 自九月二十三日 至十月五日	一四・三六	一一四・〇	二・〇八八五
同 二十五年九月 自二十二日 至二十三日	—	一一九・六	二・一九一一
同 二十五年 自九月二十八日 至十月八日	—	一一九・四	二・一八七四
同 二十九年十月	二〇・二五	一二七・二	二・三三・
同 三十一年九月 自八日 至八日	四六・二〇	一五七・〇	二・八七六二

(注・雨量一〇〇ミリメートル以上に達した対照表)

で明治三十一年の降雨量がいかに多かったかがわかる。ちなみに最近の一年間における一日降水量最多は昭和五十年八月二十三日の一・二六・五ミリメートルである。

この豪雨によって全道各地の大小河川はおおむね九月六日夜半から七日の午前にかけて急激な増水となり、たちまち氾濫して橋梁を流し堤防を破り、道路鉄道を破壊して奔流となって家屋を襲った。

この災害によって死亡したものは二四八人、家屋浸水二万四、〇〇〇戸同流失倒壊三千五百余戸、浸水反別は五万六、〇〇〇町歩に達し、農作物は流失か腐敗のため収穫がないという農民が多数に上がった。

この洪水は全道的にも未曾有のもので、札幌郡対雁にあった石狩川水測所の測定では、九月十日正午で二七尺一寸五分（註・平均海水面上二〇尺）に達し、同日午後六時から減水してきたというものであった。石狩川の氾濫のほか道内各河川も同様な状況で各地に惨害を与えたのであった。

溺死傷及び家屋田畑の被害

地域	浸水家屋	流失家屋	倒潰家屋	半壊家屋	溺死人	圧死人	負傷者	反別	
								田	畑
札幌・千歳・石狩 厚田・浜益各郡	三、七五〇	一、七七	二、九〇	一、〇二	二	—	—	六、六町	一〇、三三町
空知・夕張・雨 竜・樺戸各郡	二、二六	八〇〇	六、六六	一、八二	一〇四	—	—	四、五三町	三、六三町
上川郡	一、三三六	四〇	三三	—	六	—	—	三、一〇〇町	—
その他全道	二四、一三三	一、八四	一、四三	三、五五	二四	七	四	一、五八	一四、五五
計	三三、〇五九	三、六六一	三、〇六六	六、三三	一四〇	—	—	一四、五三	一八、五三

〔北海道凶荒災害誌〕

滝川は石狩川の洪水と空知川の増水のため被害はことに大きくなり、一の坂下の市街地全部が浸水し空知川沿いの空知太の民家はほとんど流失、有名な三浦屋が流されたのもこのときであり、空知大橋も流失した。現在の太町、本町の一丁目から三丁目あたりの家屋も流されるものがあり、本町（旧筋違通り）にあった法華寺が空知通りまで流されていたと伝えられる。空知川の流れも変わり、現在滝

川公園となっている沼はそれまで空知川の本流であったものが今の流れに切り替わって残ったものである。

開村以来約十年間、営々として築きあげた家産は一朝にして泥土と化し、かるうじて生命を保つことができたという大水害であった。

屯田兵村では被災者に炊出しをしたり、工兵隊に救援を頼み氾濫洪水に取り残された難民の救出にあたりたりして、滝川においては死者を出さなかった。

この年七月に上川線が開通して旭川まで鉄道が敷かれたため、空知太駅終点の活発な商況が衰えはじめてきたときにこの惨事にあい、被害者の中には滝川を去り、将来有望の地とされた旭川に転出する者が多く出た。このため人心の動揺がひどく滝川の再建は不可能とさえ断じられるほどで、開村時に道庁で計画した十萬都市構想宅地割を行った空知太市街はこの大水害で中断してしまった。

当時の北海道庁長官杉田定一は、ただちに非常救援の策を講ずるとともに九月十五日急遽上京して政府に陳情し、水害復旧及び罹災者の救助方を国費によるよう要望した。天皇もこの北海道稀有の大惨事をお聞きになり御下賜金を賜り、罹災者一同はその慈愛の深さに感泣したといわれる。

森秀太郎日誌 七日大雨間断ナシ 移住以来ノ大洪水、久保宅（注・新十津川村）床上四尺（約一メートル二〇センチ）ニ及ブ 滝川新十津川過半浸水ス 工兵ノ舟ニテ方救ヘル 此ノ夜ハ滝川岡崎嘉吉（註・屯田兵村通り二丁目、現朝日町東三丁目）方ニ宿ス、滝川一ノ坂官舎ニテ炊出シヲナン番外地被害者ヲ救恤ス。（以下略）

江部乙屯田兵吉田広吉談 三十一年、三十二年、三十三年と三年位水害にやられました。三十一年のは九月九日・十日でした。翌年は一カ月早く八月九日・十日、その翌年は七月二十四・二十五日と思います。三十一年の水害は現役中でありました。筏を組んで救助に当りました。又独立工兵隊が砂川に居りましたので、その船を借りて人命救助に当りました。幸に死傷者はありませんでした。

滝川屯田兵西川民之助談 三十一年の水害は滝川町も大害を被ったのです。その状況を一言お話しします。あれは丁度八月三十一日から降り続き九月六日降り止んだ。あの堤防から砂川の下まで甚だしい洪水で、市街の人は当時炊出しをしました。また命令で三丁目の東の方から六丁目に工兵隊が出動しました。女の方なども裸になって活動しました。とてもひどい濁流であったことを今だに記憶しています。 〓昭和十八年十月刊・屯田兵開拓闘録〓

**最初の村民大会** 当時の戸長小華和貞男はただちに罹災者救助にあたった。たまたま共成株式会社滝川支店の石造倉庫（現本町一の内）の数百俵の米が水浸しになった。支店長辻小又郎は浸水米の処置に困って、戸長に相談して救助米に振り当てることになった。正米五升（約九リットル）を交付するのを浸水米ならば一斗の倍を施すことに決定発表したところ共成支店は門前市をなした。欲心かられた被災民は浸水米を持ち帰り、焚いてみると飯とも粥ともつかぬもので、そのうえ悪臭を放ち食べられなかったという。

救助米が打ち切られてから何か不正があるのではないかと疑惑を持たれるようになり、浸水米と正米との交換で約六百〜七百円の剰余金があるにもかかわらず施与を打ち切ったことにいろいろな風説が流れはじめ、浅野徳三郎、行田順庵、高橋信行、吉村多門らの同志が村総代人小原清兵衛を介して戸長に善処方を要請したが、聞き入れられないため憤慨して、ついに村民大会を開催することになった。

た。

村民大会は東本願寺別院（今の願成寺）で開かれ、六百余人の参会者により始まったとき、総代人小原清兵衛が来場して和議の労をとり、次の条件をいれて大会を解散した。

- 一 救済米の打切り残米を調査して、さらに施米を実行すること。
- 二 戸長と村総代人が村治事務を専断したことを廃止し村民大衆の与望に副う施設をなすこと。
- 三 滝川村市街を数区に分ち各部に組長を公選すること。
- 四 組長会議を開き同会議の決議をもって村総代会の議案として実行すること。
- 五 滝川村規約を制定し将来自治施行まで準用すること。

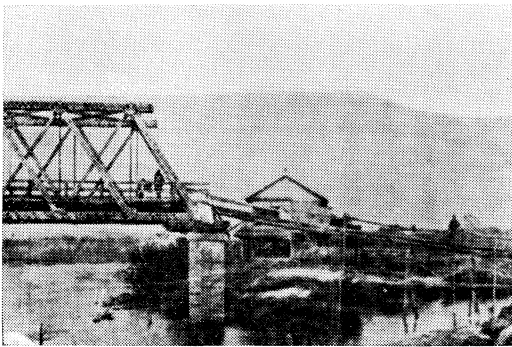
以上の五項目を相互に同意して大会は無事に終わった。

この結果村規約編成委員として理事者側から大竹康造、高田直一郎、民間から行田順庵、高橋信行を挙げ、大竹宅で制定した滝川村規約は、明治三十九年四月一日、

二級町村制施行まで準用された。

明治三十一年には春以来たびたび出水があったが、当時新波止場に住んでいた上田文助の記録に次のように記されている。

明治31年空知大橋の流失（家屋は三浦屋）



明治三十一年四月廿日夕景ヨリ石狩河出水廿一日製線所ノ倉庫へ移転同日大雨降り廿二日近年ニナキ大水、平水ヨリ凡二十尺増水廿三日漸ク減水ス

第二回出水

明治廿一年四月廿日ヨリ漸ク出水

五月一日二日トモ異常ナク三日ニ至リ漸時出水夕刻製線所倉庫へ移転同后大雨出水ヨリ増ス事拾八尺三番屋敷床上ニ達ス四日漸時減水、之ヲ第二回出水トス第三回出水

五月十日大雨夕刻ヨリ開始メ十一日床下八寸、夕景ヨリ減水、十二日ニ至リ減水此度ハ床上ニ至ラズ

第四回出水

七月廿日土曜ノ入午後ヨリ大雨廿一日出水ノ様々アリ終日降雨廿二日前二時頃ヨリ開始メ平水ヨリ増ス事大凡十六尺位然レドモ遂ニ床上ニ達セズ廿三日減水セズ廿四日ニ至リ漸ク減水ス

第五回出水

九月初ヨリ霖雨降続キ同月六日ヨリ大雨同日出水ノ様々アリ非常ニ警戒ス七日午前六時汎濫堤防ヲ越サントスル頃意外ニモ空知川方面ヨリ二尺位ノ高サヲ以テ推来リ其勢スサマジク見ル見ル床上ニ昇リ荷物片附ニ混雜市街地一面ノ浸水セザル家屋一戸モナク市街地ノ人民ハ大概一ノ坂ニ立退キ我等ハ新築家屋ニ立退漸ク一命ヲ得タリ八日減水、然ルニ同日午後一時頃ヨリ石狩川出水水量平水ヨリ増ス事大凡二十六、七尺番外地ヨリ流失スル家屋ハ統々トシテ来リ其者スゴキ事言ナク新築家屋二階ニ凡ソ一尺斗リ旧馬屋ハ流失馬ハ立退クニ土地ナク止ヲ得ス製線所倉庫へ立退ク同所へハ四尺モ浸水馬モ既ニ凍死スルベキヲ漸ク助ケタリ十日午後ヨリ漸ク減水シタリ実ニ数十年來ニナキ大水ナリ

明治三十四年の水害

毎年四月下旬から五月上旬には雪融けによる水害がある。しかし、八月九月の水害は暴風雨が伴う水害で極地的に被害が発生している。明治三十四年九月上旬、連日にわたる降雨のため、道南道東を除く空知、上川、札幌、宗谷、網走、増毛の各支庁管内諸川が同月七日から十四日にわたって氾濫した。

死者二名、浸水建物七、六五九、流失建物六三、浸水反別四万町歩その他道路、橋梁、堤防、鉄道などに甚大な被害があった。ただし滝川における被害程度は史料がなく不明であるが、滝川における

雨量観測では高い数値を示しているの、地理的条件からみると相当地の被害があったものと思われる。

各地測候所観測雨量

測候所	月 日	降雨時間	降雨量
上川測候所	九月自四日至九日	八〇・二六分	一九九・二
網走測候所	九月自五日至九日	七五・〇〇	一〇七・〇
札幌測候所	九月自五日至九日 (七日を除く)	四〇・五一	五七・九

石狩川水量所観測雨量

観測所	月 日	降雨時間	降雨量
深川	九月自四日午後七時至九日午前十一時	一一二時	一四一・六
滝川	九月自四日午後 至九日午前十一時	一一二時	一八九・五

この時の罹災に対して道から出した炊出米救助人員一三、三六二人、避難所数一五二箇所、この費用二七、八七〇円を要した。

△北海道凶荒災害誌▽

明治三十七年の水害

この年六月下旬に台風が本道北方を通過して降雨をもたらしたが、続いて七月八日から十一日まで本道を斜断する台風の影響で、道東を除く各地の河川が氾濫して大きな被害があった。

道内総被害反別六万町歩、被害総額二五三万円のうち石狩川沿岸が最もはなはだしく、その八割を占める被害を出し、次が後志、胆振であった。郡別には空知郡が一万八、六〇〇町歩で最大の災害となつている。

明治時代の石狩川洪水の対雁水測所による最高水位をみても、明治三十一年に次ぐ二五尺六寸と高い水位を示している。

滝川における被害総体の資料は得られないが、市街中心街の浸水写真に見られるように、一の坂の下一帯はほとんど冠水しており、家屋、田畑に相当損害があったことがうかがわれる。

石狩川洪水表（主なもの・対雁水測所）

年次	氾濫始月日	氾濫終月日	氾濫日数	最高水位
明治二五年	四月二十日	五月八日	十八日	二十三尺二寸
同二九年	四月十日	四月十九日	九日	二十二尺五寸
同三一年	四月十九日	四月三十日	十一日	二十三尺
同〃年	九月十日	九月十五日	五日	二十七尺二寸
同三三年	四月二十九日	五月九日	十日	二十二尺二寸
同三四年	五月二十日	五月二十九日	九日	二十二尺
同三七年	七月十一日	七月十六日	五日	二十五尺六寸
同四二年	四月十一日	五月一日	二十日	二十四尺一寸

△石狩川治水計画調査報告文▽

新十津川水測所 設置・明治三十二年九月九日

既往大洪水観測水位

年月(時)	水位	年月(時)	水位
明治七・二(九・〇〇)	二七・六m	昭和三六・六(四・〇〇)	二七・三
同 四八・八(六・〇〇)	二七・〇〇	同 二六・二(三・〇〇)	二六・七
大正四七・四(六・〇〇)	二六・三	同 三三・六(六・〇〇)	二六・三
昭和七九・二(八・〇〇)	二七・五	同 三六・七(六・〇〇)	二六・五

大正九年の水害 大正年代にも大きな水害が何度もあり、大正

九年八月二十四日、五日兩日にわたる水害は、浸水本町三丁目に達



明治37年7月の水害・広小路  
右が⊕今井支店(現中川金物店)



一の坂から見た市街水害の景



大正9年8月の水害(現国道12号・本町1・2丁目附近)  
△滝川昔物語



大正9年8月の水害(明神通)

し、避難民を第一小学校に收容し、舟の用意をして救助・炊出配給



滝川でも第一回が八月十五、十六日、第二回は八月二十、二十一日、第三回が八月二十五、二十六日、第四回が九月一、二日、第五回九月六、七日、第六回九月十、十一日と石狩川と空知川が増水溢流して沿岸の農作物が全滅した(注 市街地区は大正十三年に空知川右岸に堤防ができたので被害はほとんどなくなった)。また道路・橋梁が流失破損、避難所を急設して罹災者を收容した。この対象地区は西裡(西町地区)、空知太、滝ノ川、東裡(東町地区)、幌倉(東滝川)であったが、この年の農民生活は想像以上の困窮状態であった。旧江部乙村も鉄道以西地区で相当の被害があった。

旧滝川町被害状況

浸水面積	五五八町歩	浸水家屋	二二五戸	流失家屋	一五戸
作付	反別	収穫	皆無	七割以上減収	五割以上減収
田	一、七五一町			一三九・〇町	八九・〇町
畑	八七五・八			一八一・〇	七四・〇
				三九八・八	四〇四町
					六三三・〇町
					六五三・八
					計

昭和二十二年の水害

昭和二十二年八月、断続的な降雨ののち、

十五日朝から十六日まで集中豪雨が続いた。上川・留萌・北空知地方が特に降雨量が多く、旭川は一〇四ミリメートルに達した。したがって石狩川とその支流が増水し、空知地方の被害は甚大となったのである。

死者七名、家屋浸水四、三〇三戸、耕地浸水二一・五四ヘクタール、道路橋梁と鉄道にも損害が大きいもので、滝川の水害も大きかった。

「北海道新聞」八月十八日号に次のとおり掲載されている。

水地獄の滝川 刻々増水する石狩川は十六日午後七時頃に滝川町西六丁目の堤防を決壊、濁流は滝川化学滝泉台社宅をのみ、鉄橋通りをこえて滝川駅の裏まで押しよせ、滝川化学滝泉台社宅床上浸水は一二六戸に達し、寮五棟も浸水した。二階の窓や屋根にはい上って助けをもとめる声が夜空にひびきわたる。せいで惨な地獄図を現出したが、十七日夕刻にいたりさしもの水もおさまり、ようやく愁眉を聞くにいたった。

このころは米のほかに馬鈴薯も供出することになっており、冠水のため腐敗することが分つていても、自由に販売できないため三、〇〇〇俵の馬鈴薯を腐らせ、戦後の食糧難にその取扱いが問題となつた。

昭和二十五年の水害

昭和二十五年八月二十七日から翌日十時ご

ろまではさほどのものではなかったが、二十八日午前十時ごろから豪雨となり、午後五時までの七時間に二一四ミリメートル、前日からの通算では二二六ミリメートルという降雨を記録した。

短時間に大量の雨で小排水、小川といわず全町内に溢れ、一の坂上の地域から一の坂を流れ落ちる水は滝のようになり、コンクリート排水は欠損して土砂が坂下の民家に流れ込むというありさまであつた。

流失橋梁

九 池の前橋、西裡銀河橋、東裡一号橋、同二号橋、東三丁目十

勝道路七号橋、東七ラウネ川一号橋、西四丁目深沢川五号橋、東七丁目第一七号橋

決かい橋梁 九 西一丁目油川橋、西一丁目橋、西一丁目第一授業場通銀西

橋、東一小野川橋、西四深沢川四号橋、東四深沢川三号橋、西五無第

二三号橋、西六授業場通ラウネ川三号橋、西七ラウネ川二号橋

一の坂コンクリート測溝決かい三七〇メートル、金色川埋没一五〇メートル、池の前石狩川旧河川決かい、灌漑溝々路決かい五カ所

床上浸水	二四	八四	四	三	一八	一七	七	二四〇
床下浸水	八	二四	二〇	三	一	五	三三	四〇
流出家屋	八	一	一	一	一	一	一	一
大破家屋	三	一	一	一	一	一	一	一
	三	一	一	一	一	一	一	一

そのため石狩川流域に甚大な被害を与え、滝川、新十津川、妹背牛、雨竜、一巳の六町村に対し災害救助法が適用された。ことに石狩川、雨竜川上流地帯の雨量が多かったうえに雨竜ダム（朱鞠内）の危険を考慮して放水されたので、その合流地点の被害をいっそう増大することになった。

豪雨で、八月一日から二日にわたって石狩川が増水氾濫して、滝川町だけで約一億円に上る被害を受けた。旭川測候所の調べによる雨量は、明治三十一年九月七日の一二八ミリメートル、同三十七年七月十日の一二七・六ミリメートルに次ぐ三番目の降雨量で一二〇ミリメートルを記録し、明治三十七年以来四十九年目ぶりの降雨量であった。

家屋 半かい一戸 床上浸水一九四戸 床下浸水一、三六〇戸  
 田 冠水一四四町歩 浸水二二町歩 埋没二六町八反  
 畑 冠水一〇一町歩 浸水一〇四・九町 埋没六反  
 道路 決かい六カ所二九三メートル 流失二カ所一三二メートル  
 損害額 三、九〇〇万円

昭和二十八年の水害 昭和二十八年七月三十一日から降り出した

滝川町・江部乙町耕地等被害調

滝川町	田冠水	二五町	二五町	六九三	五七〇	七カ所	三カ所	二、三〇	二、三〇
江部乙町	田冠水	二五町	二五町	六九三	五七〇	七カ所	三カ所	二、三〇	二、三〇
	面積	二五町	二五町	六九三	五七〇	七カ所	三カ所	二、三〇	二、三〇
	面積	二五町	二五町	六九三	五七〇	七カ所	三カ所	二、三〇	二、三〇
	作物被害	二五町	二五町	六九三	五七〇	七カ所	三カ所	二、三〇	二、三〇
	家屋被害	二五町	二五町	六九三	五七〇	七カ所	三カ所	二、三〇	二、三〇
	堤防決壊	二五町	二五町	六九三	五七〇	七カ所	三カ所	二、三〇	二、三〇
	橋流失	二五町	二五町	六九三	五七〇	七カ所	三カ所	二、三〇	二、三〇
	道路決壊	二五町	二五町	六九三	五七〇	七カ所	三カ所	二、三〇	二、三〇
	工作物被害	二五町	二五町	六九三	五七〇	七カ所	三カ所	二、三〇	二、三〇

この水害は一日午後十一時ごろから急激な増水のため、空知太中島で農作業を行っていた六名が逃げ場を失い、保安隊の鉄舟による特別な活躍によって無事救助されたので、人的被害はなかった。

昭和二十九年台風十五号 昭和二十九年九月二十六日午後四時ご

ろから翌二十七日午前三時ごろにかけて吹きまくった台風十五号の猛威は、全道に及び各地に惨事が続出した。この台風は二十六日午後七時に道南寿都付近から北東に時速四〇キロメートルで進み、二十七日正午には稚内の東方に抜けたものである。

瞬間風速三七・八メートル、平均風速三一・二メートル（滝川原種農場調）という開村以来の暴威をふるい全町的に甚大な被害を与えた。

無気味なうなりをもった台風で家屋の屋根を吹き飛ばし、看板は空高く舞い上り、電柱は倒れるで、滝川鑄造工場の倒壊、化成炭新築工場の倒壊、夕張製作所の大破などがあり、江部乙地区においては町が誇る産物のりんご・梨も不作の上に一個も残らず叩き落とされ、倒木折損等々思わぬ大損害であった。

この台風で青函連絡船洞爺丸（四、三三七トン）が転覆沈没して一千余名が死亡、岩内町に大火が起こり、四千余戸（舎の八割）を焼失す

るといふ惨事を引き起こしている。

滝川町・江部乙町の被害調

区 分	死者	重傷者	軽傷者	家屋全壊	家屋半壊
滝川町	二名	七名	三七名	二六九戸	八八〇戸
江部乙町	一	七	二七	二〇五	三六六

区 分	家屋小破	家屋被害額	農作物被害額	その他被害額	被害総額
滝川町	二二五戸	二九、三〇〇	八六、四〇〇千円	三六、二〇〇千円	四〇〇、〇〇〇千円
江部乙町	二〇六	三三、九〇〇	一四、八四四	三三、〇一一	三〇三、七四五

この被害に対し、災害救助法が発令され、滝川町は対策本部を町役場に設け、災害救助費二〇〇万円を計上して応急処置をとった。

復旧物資の屋根桁、トタン、製材類は品不足となり暴騰したためこれらの入荷手配を進め、また罹災者に対する税金の減免措置がとられた。

**昭和三十六年の水害** 昭和三十六年七月二十四日夜半より二十六日にかけて、道央地方を襲った集中豪雨により石狩川、空知川が氾濫し、特に空知川溢水が大きかった。市内各所の道路決壊、家屋流失浸水、田畑埋没等の被害が発生した。市ではただちに災害対策本部を設置し、次のとおり被害箇所を復旧並びに被害者救援対策を講じた。

滝川市内被害状況（昭和三十六年七月）

床上浸水	床下浸水	流失(非住宅)	半壊	その他の建物	田冠水	田流失	畑冠水	畑流失	道路堤防破損壊	公共施設被害	合計
七一戸	一一七戸	五戸	四戸	農機什器	一四五町	二町	一九六町	五町	一〇カ所	六カ所	一
五、五五〇	一、八二〇	四〇〇	六〇〇	三、四〇〇	一八、七八八	二、〇〇〇	三一、九六九	四、〇〇〇	九七〇	二三八六九	七三五

(被害額単位千円)

まず、浸水地区である東滝川一一戸、東町一〇戸、中島町三四戸に対し滝川自衛隊の応援を得て避難させる一方、池の前、空知橋下流の堤防水門の逆流防止に努めた。特に国営排水工事中の西滝川西六丁目出島地区の石狩川堤防水門工事の決壊を防ぐため、部落民と協力して同月二十六日午後十一時過ぎまで土のう積み作業を行って被害を最小とした。

なお床上浸水以上の被害者に対し、市内外篤志者より寄託された義捐金品約八万円、一六〇点を配分、見舞をした。

**昭和三十七年の風水害** 昭和三十七年八月二日夜半から四日朝にかけて、本道一帯を襲った台風九号に伴う豪雨により、空知川・石狩川が増水し、加えて芦別ダムが多量(最大毎秒四、三二〇トン、八月四日)の放水のため、空知川堤防を越えて沿岸に氾濫したために住家が流失するほどの水害が発生した。

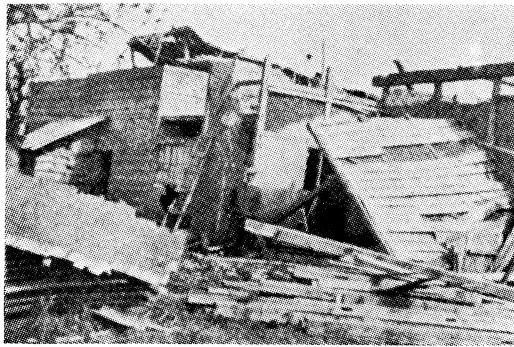
前年七月の集中豪雨被害を受けた住民が、それを上廻る甚大な被害を被った。

避難が遅れた中島町、空知町新町の住民の一部四九名は家屋とともに孤立して流失寸前の危険にさらされ、市施設も水源池や滝川公園、野球場などが水没、堤防決壊により田畑の被害も大きくなり、

中島町では収穫を目前にした玉ねぎが全滅するほどになった。市災害対策本部では機を失せず警察・自衛隊、一般市民の協力を得て、孤立遭難者四九人の救助、浸水罹災者の避難所設置と誘導と炊出しを行った。

避難所名	世帯数	収容人員	開設日数	収容延人員	炊出延食数
幌三会館	九戸	五一人	六	一六五	四四四
第三小学校	三七	三九	三	一一七	三一二
駅構内	五六	一九一	三	五七三	一、五二八

水源池埋没のため三日間断水したことにより、市給水タンク車のほか自衛隊では水トレーラーや給水セット三基による給水作業を実施し、三四九トンの飲料水を給水したので、対象地区六八地区二万六、五〇〇人の日常生活に支障がなく市民から感謝が贈られた。



台風十五号の被害（家屋の倒壊）



昭和36年7月の水害

本水害による被害状況は次のとおりである。

被災世帯数八二六世帯 被災者数三、一二一人  
 流失戸数 二戸 半壊 三戸 床上浸水一九六戸 床下六一〇戸  
 家屋被害金額二、一八五万円  
 田畑流失 二五ヘクタール 冠水二八六ヘクタール 被害額一億四、七五  
 四万円  
 公共施設被害 通路等二一カ所決壊 橋流失 一カ所 堤防 六カ所決壊  
 水源池、滝川公園、野球場の水没・埋没 被害額二、一三三  
 万円  
 被害総額 約二億円

昭和四十一年の水害 昭和四十一年八月十七日から中国東北部

方面よりのびてきた低気圧の影響で降雨が続き、同月二十日から二十一日にかけて集中豪雨があり滝川は一〇九ミリメートルの降雨量であった。しかし、空知川上流地区の降雨により東滝川地区を中心に床下浸水十二戸、床上浸水三戸、冠水埋没田畑合わせて五一ヘクタール、河川欠壊五カ所、道路欠壊一カ所にのぼる被害となった。市の災害対策本部では東三丁目をはじめ三カ所の危険地区一一〇世帯に避難させ、土のう護岸積みあげ作業を進めて防水に努めた。幸い石狩川が警戒水位を突破したものの溢水や堤防決壊もなく、比較的軽い被害で済んだ。被害総額は約四、一六〇万円である。

昭和五十年台風六号による風水害 昭和五十年八月二十一日夕方から二十四日朝まで台風六号による豪雨による水害が発生した。

二十二日に七二ミリメートル、二十三日には一二六ミリメートルと滝川気象通報所開所以来、二番目の日降雨量を記録した。二十四日朝空知川の増水は著しく、赤平地点警戒水位四五・一メートルに

対し四八・一九メートルに達し、石狩川橋本町水位は同日一三時に警戒水位二六・一メートルに対し二六・八六メートルと警戒体制に入ったが、幸い減水の傾向を示した。

しかし、集中豪雨であったため中小河川、内水の氾濫、石狩川堤防内滞水などで田畑、道路などの冠水に伴う交通障害と家屋の浸水田畑の冠水による甚大な被害が生じた。

二十三日夕方には東滝川地区八戸が危険な状態となり避難命令を受けている。被害状況は次のとおりであった。

床上浸水 二四世帯 床下浸水 一五七世帯  
 農地埋没 田 三ヘクタール 被害五七五万円 畑 一ヘクタール 被害四〇万円

農作物被害 田 一七三ヘクタール 被害 二、六三七万円 畑 二三一ヘクタール 被害七、五〇四万円

農業施設被害額 一億五、五七七万円 畜産（蜜蜂箱）被害四八群一〇六万円  
 河川堤防等 四四件 一億六、九三八万円 通路等 二一件一、九一七万円

**昭和五十年九月の水害** 六号台風による水害があつてからも雨模様が続ぎ、九月六日夜半から雨となり、翌七日夜からは豪雨となつて八日昼まで降り続けた。降雨量は一三〇ミリメートルと前回よりはるかに少ないものであつたが、市全域の大地には先月からの水気が充分に含んでいるところへの豪雨であつたため、その全量が流出したため六号台風水害に劣らない水害となつた。

特に市内の中小河川の氾濫と堤防決壊により、従来に見られない農業施設である貯水池、排水溝などに甚大な被害をもたらせた。

消防団員、市職員、地域住民などにより江部乙川、中央川、東滝川かんがい溝などに土のう一、六〇〇袋の堤防かさ上げ、スママナ



昭和37年8月の水害（新町地区）

イ川では流木が橋にかかり増水状態と橋の決壊を防ぐための流木取りはしを行つた。

危険地区となつた西十五丁目、西十六丁目、西十九丁目の三二世帯一二〇人に避難命令が出され、避難所は江部乙公民館、滝川児童館、勤労青少年ホームの三カ所が指定され炊出しがあつた。

この水害による被害状況は次のとおりである。

床上浸水 四八世帯 床下浸水 三四八世帯  
 水田冠水 四五ヘクタール 畑冠水 四〇ヘクタール  
 中小河川堤防決壊 一二カ所 橋流失 二カ所、決壊 八カ所  
 農業施設被害総額 一億七、三六三万円  
 貯水池 三カ所 用水路 一カ所 排水路 二カ所  
 揚水機 一カ所 市営牧場幹線支線・表土流出

#### 第四節 石狩川・空知川の治水

開村当時の河川は自然のままに流れは常に変化していた。春の雪解けには毎年のように増水して河岸を削り、大きな蛇行となり、次の増水時は奔流が蛇行部分に当たつて土砂を堆積させては流れを変えることを繰り返して行われていたために、各地に三日月湖を造つた

り、氾濫した場合は三日月湖を埋めて湿地帯に変化させたり、農耕適地の肥沃な平原に変化させていたのである。

したがって石狩川と空知川の合流地点である空知太は湿地帯が多く、現在市街地となっている大町・緑町・東町・西町などは沼や湿地帯であった。このため屯田入植地は一の坂より北方の台地が選定され、上川道路や鉄道も栄町や本町寄りを通過するようになったものである。

川の流れは第一節の流路湖沼変遷図に示したとおり、流身変化は著しいもので水害の発生時には特に大きな変化をみせてきた。

明治四十三年、第一期拓殖計画に基づき北海道庁では河川改修事業計画も行つて築堤・護岸を実施したが、大きな事業量とはならぬ状況が続き、昭和を迎えて第二期拓殖計画の実施となった。

滝川における本格的な築堤は大正十二年十一月から一カ年を要した空知川右岸市街地区の空知川堤防が第一期拓殖計画期間中のものである。

次が昭和十年一月に工を起し同年九月に完工した江部乙地区全域にわたる石狩川沿岸道路で、堤防を兼ねて江部乙町が構築したものである。

この堤防から下流地区は旧滝川町区域であるが、築堤は戦後も昭和二十四年から暫定断面で次第に国費を以つて構築されたもので、江部乙地区は沿岸道路完成以来ほとんど大きな水害を被むることがなかったのに反し、滝川地区はしばしば水害を受けていた。

改修事業も計画的に実施されるようになったのは昭和三十五年か

らの第一次五カ年計画以降で、滝川市内における築堤の完成断面施工は第五次五カ年計画の昭和五十二年度を初年度とする計画実施により完成をみたものである。国における事業計画は次の年度区分による経過である。

河川改修事業計画

◎計画改修事業経過

第一期拓殖計画

明治四三年～昭和一年

第二期拓殖計画

昭和二年～同二年

北海道総合開発第一次五カ年計画

同 二七年～同三一年

治水事業五カ年計画

同 三一年～同三五年

第一次五カ年計画

同 三五年～同三九年

第二次

同 四〇年～同四二年

第三次

同 四三年～同四六年

第四次

同 四七年～同五一年

第五次

〃

◎計画河床勾配 同 五二年～同五六年

◎計画河床勾配

石狩川 七六分の一から七六五分の一

空知川 一、三三三分の二から一、六六六分の一

◎計画川幅

石狩川 九一〇～五〇〇メートル

空知川 四五〇～一五〇メートル

◎計画堤防断面

石狩川 九・一～六・〇メートル

天端幅 五・五メートル

余裕高 一・五メートル

空知川

天端幅 五・五メートル

余裕高 一・五メートル

◎大臣管理区間

石狩川 二二三・四キロメートル

空知川 一二〇・八キロメートル

1 空知川の治水

開村以来、毎年のように水害があり、河岸は流身変化により破壊されるために、明治二十八年に護岸工事が行われた。

### 空知川護岸堤防修繕

本川ハ未タ完全ナル護岸工ヲ施サザルヲ以テ雪解ノ候及霖雨ニ際シ出水アル毎ニ流身ノ変更極マリナク為メニ空知太橋上流河岸ニ激衝ヲ受ケ漸々壞崩シ延テ橋台ニ危害ヲ加ヘントスルノ狀況ニヨリ今ニ之カ防禦ヲ為サ、ルニ於テハ本橋ノ流失ハ勿論他ニ妨害ヲ及ボス勢シトセス依テ本工事ヲ施工セリ 水捌すゑ杭出延長九百九十九尺十二ヶ所 護岸沈床延長五十三間半 水捌沈床延長六間幅三間二ヶ所 メ切沈床長三十七間幅四間一ヶ所 メ切単床長十四間幅四間一ヶ所 橋台根固捨石一切半 流木取除五ヶ所等ニシテ九月着手シ功未タ竣ハラス 此工費予算金貳千七百四拾三円七拾三錢七厘トス

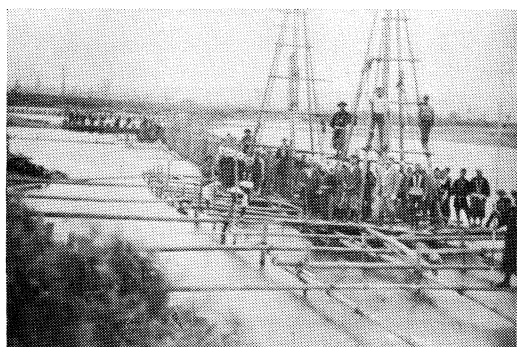
△明治二十八年道庁事務報告並管内景況報告▽

### 旧空知川堤防

明治二十二年に道庁の殖民政策に基づき、屯田

番外地の宅地割も済んで翌二十三年開村以来、滝川には、移住民が一の坂より南側の国道沿いに市街を形成するようになった。

しかし、石狩川やその支流である空知川は融雪期には必ず沿岸が



空知川護岸工事



旧空知川堤防

冠水したり、台風による豪雨では大水害に見舞われ、その都度多大な損害をこうむり町の発展を妨げる大きな原因であった。

特に空知川は激濁流となって市街をなめるように氾濫して石狩川に合流し、石狩川の水位を上げ被害を大きなものとしていた。

町有志は空知川に堤防を築いてこの被害を防止しようと、挙町一致堤防築設の実現を熱望したが、巨額の工費を要するためにこれを実現することができず、自然現象として受け止めざるを得なかつた。

たまたま大正十二年貴族院研究会の幹部が、北海道及び樺太を視察した際、蜂須賀農場顧問小林幸太郎及び北海道庁土木部長稲葉健之助は道案内として同道したが、五十嵐太郎吉ほか町有志は機を逸してはならぬと、堤防問題について小林の援助を懇請した。

これを承諾した小林は岩見沢から室蘭に行く車中で、稲葉土木部長に強硬談判の結果、何とか経費を捻出してみようということになった。

その後、東武代議士とともに道庁長官宮尾舜治、稲葉土木部長と折衝を重ね、ついに一〇万円を経費とする支出の決定をみた。

工事計画は函館本線道床を起点とし、空知川右岸に沿い滝川市街を包囲して根室本線道床に終わる、延長三、二七〇メートル、天端幅三・六四メートル、両法二割、総工費一七万八、三七九円である。

この空知川の大堤防は、大正十二年十一月二十三日に起工され、翌十三年十一月十六日竣工と一年間で完成をみたもので、多年にわ

たる滝川の水害が防止できることになり、町民は安堵の胸を撫でた。

この堤防は明治三十一年の大水害時より、さらに二〇パーセントの増水があっても対処できる設計であるといわれ、事実その後のたびたび発生した堤外の水害にも市街地区を完全に守るようになった。

大正十五年一月滝川町議会は全会一致で小林の功績に感謝の決議がなされ、感謝状に金杯が贈られた。

その後、空知川上流ダムの建設、石狩川下流の切替えなどで河床が低下して、融雪期の洪水はなくなっており、市街地域拡大に伴い堤防無用の話も飛び出すこともあったが、時として大氾濫もあるところから、これを空知川近くに移設して市街地堤防は撤去すべきであるとの声が高まってきた。

**新空知川堤防** 昭和三十六年と三十七年に続く水害は、既に暫定ではあるが築堤されている石狩川沿岸の被害が少なく、空知川沿岸の被害が甚大であった。市当局からは早急な対応策について陳情した。開発局ではまず空知川の流れをよくするため河口部分の蛇行を避ける六〇〇メートルの新水路を掘削することにして、昭和三十八年五月から砂川市内に掘削幅五〇メートルで掘削りを開始した。

水害後の災害復旧護岸工事は毎年のように行われたが、本格的な築堤工事については進展せず、滝川市関係地区での最初の堤防は昭和四十六年五月に滝川水源地と滝川公園地区の空知川左岸空知太築堤である。右岸築堤は翌四十七年五月から東町地区約一・五キロ

メートル、四十八年五月から一・九キロメートル、四十九年空知大橋下流一キロメートル、五十年にはその下流函館本線までを完成断面で完成した。さらに東滝川築堤も進められ、五十四年度をもって東滝川地区のみは現在暫定断面ではあるが、滝川地区内の築堤が完成したので水害の心配は解消されるに至った。

なお新堤防が川沿いに完成したので、旧市街地区堤防が不要となり昭和四十九年五月から国道十二号線北側の撤去作業に入り、この年にこの旧堤防跡地を東第一授業場通り線として整備をはかり、現在市内主要幹線道路となっている。また昭和五十四年六月から八月までは南側六〇〇メートルを撤去してアスファルト道路舗装にしている。

空知川の河道定規は合流地点から七キロメートルまでは低水路幅一三〇メートル、七キロメートルから上流二〇キロメートルまでは一〇〇メートル、堤防の高さは完成断面で計画高水位より一・五メートル高、暫定断面は〇・五メートル、兩岸の堤防間距離は合流地点から一キロメートル上流までは四五〇メートル、さらに上流地区は三五〇メートルから一五〇メートルの計画・実施となっている。

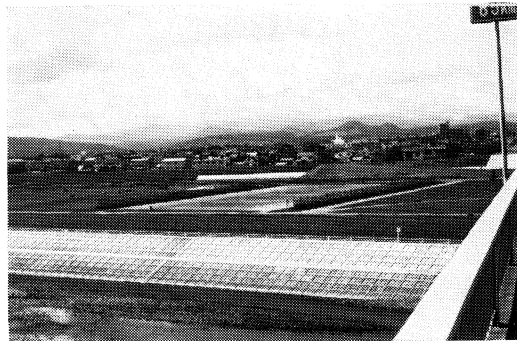
年度別空知川治水工事（新設・改修・維持）（関係分のみ）

工 事 名	工事費	着工・竣工	事業量
合流地点砂川地内新水路掘削工事	千円昭和年月日 六、七〇	六、五	六〇m、幅五〇m
空知大橋上流地先護岸災害復旧工事	三、八〇	元九・三	五m
合流地点締切水割新設工事（滝川地区）	四、五五	四、九三	三六m

右岸藤田地先護岸災害復旧工事	八五七同 三二一〇・四・三〇〇		一五五m
東三丁目水野地先護岸災害復旧工事	五五七同	右	一三〇m
左岸水源地先護岸災害復旧工事	一〇八四・七一		六m
東三丁目栗屋地先	二七三同		六m
家畜センター地先	七五四同 〇・四		三〇m
東三丁目水野地先	七五四同 〇・九		一〇m
家畜センター地先下流同	六・四四六・六八		九m
家畜センター地先	一・三〇四六五・六		五m
空知太築堤	三五〇〇同 四・六		二五m
空知太築堤(滝川公園)その一工事	六〇八〇七五・六		一、〇〇〇
同	五、九五同 四・七	暫定	一、〇〇〇
同	三、二〇〇同 九二	完成	一、八〇〇
同	五、六八同 五・六	築堤	四三六
東町築堤(空知大橋上流から国道三八線)工事	一四八五・三	道路	一、五五
同	元、八七究 四・八		一、八六六
同	二〇九四同 七〇		一、〇〇〇
空知川環境整備事業の内	二七、四三三 五・三		六五・三
空知大橋上流右岸低水路護岸工事	四、一八三同 一・六		三六・八
同	八、五五五 五・六		三三・三
滝川浄水場地先護岸工事	二九、三五同 六・〇		三五・五
空知大橋(下流)右岸低水路護岸工事	五、三五同 六・〇	築堤	二六九
東町築堤工事(函館本線上流)	七、三五同 五・三	樋内、堤門排水	二四
東滝川築堤工事(盛土六五、五〇〇立方メートル)	四、九〇同 七・一		一、三三
同	一八、五五〇 五・九		一、三三
同	四、八九五同 七・一		一、三三
同	二、三、四〇同 三・九		一、三三
同(上流)	四、三七同 六・三		一、三三
東滝川築堤工事(東三丁目地先)	三三、三、四六 五・九		一、三三
東町築堤工事(東二丁目から下流)			一、三三

環境整備・空知大橋上流右岸護岸工事  
同  
東町堤防護岸工事(空知大橋上下流)

右(上・下流)堤頂舗装工事	六、〇五同 六・一	一〇、三〇	元一
同	八、九〇同 〇・九	一一、〇〇	一、〇〇〇
同	四、四〇五 五・六	三・五	三、四〇



空知川護岸と河川敷公園テニスコート及び堤防・市街を望む(山は新十津川町)

滝川市では河川敷地を利用して空知大橋の兩岸約二十四万平方メートルを河川環境整備事業の一環とする公園化をはかり、昭和四十九年度から着手、現在テニスコート、野球場、サイクリング広場、交通公園芝生広場などを完成、市民のレクリエーションの場となっている。

## 2 石狩川の治水

### 石狩川沿岸道路

昭和七年の水害に続いて翌八年にも大洪水があり、江部乙村の函館本線西側一帯に出水被害を出し、水田農家三四〇戸は大凶作に苦しんだ。水害防止対策と村当局に何度も訴え、上部官庁に陳情を繰り返した。

たまたま、来町した空知支庁産業課長深沢則勝の談話から、村民

は洪水防止に沿岸地帯の連絡と出水時の避難道路として沿岸に道路を構築する案が出て、村へ陳情請願することになった。

昭和八年八月防水期成準備会を設けて、関係者四十数名が協議した結果、石狩川沿岸道路設置期成会を創設することになり、同年九月十二丁目を境に上流地区・下流地区に分れて期成会が結成された。

しかし資金面で困難があり、全村的な運動として推進すべきだとの結論から、村長大崎栄吉を会長にした連合期成会を組織して運動を展開、ついに昭和九年一月二十三日の江部乙村議会は石狩川沿岸道路構築施行を議決した。

昭和九年十二月三日、二一名の指名請負者により石狩川沿岸を三工事区と江部乙川築堤の入札を実施、第一回、第二回ともに落札者がなく、設計変更して工費減額による再入札を同年十二月二十四日に十名の指名入札を実施したが落札に至らない状況であった。

最低入札者の札幌市東山鉦三と交渉して第一区工事を随意契約したもの、他は難色を示す状態であったため、工事請負金の内渡し条件緩和、跡請保証義務免除等を議会にはかり、改めて交渉して次のとおり契約を結ぶことができた。

第一区工事	五四、〇〇〇円	札幌市	東山 鉦三
第二区工事	一二、六一六円八二銭	江部乙村	沢野辰次郎外九名
石狩川築堤工事	六、三八三円一八銭	滝川町	中山 吉次
第三区工事	二四、〇〇〇円	滝川町	中山 吉次
江部乙川築堤工事	一、九〇七円八三銭	札幌市	東山 鉦三
	一一、〇〇〇円	滝川町	中山 吉次

総費用はその他を加え一二万五、八三三円七〇銭となり、財源は

## 第一章 治 水

起債九万五、〇〇〇円、寄附金二万六、〇〇〇円、その他村費で工事が行われ、沿岸道路延長一四、四八二メートル天端幅一一メートル、築堤一、八六一メートル、附帯築堤一、〇六八メートルを昭和十年一月着工、同年九月竣工の運びとなったものである。

特にこの築堤は開村以来の大事業であり、全村一丸となって村民を守る偉業をなし遂げたものとして記念碑建立の話が起り、昭和十二年六月議決を得て、工費五三〇円(うち二〇〇円は期成会寄附)をもって、西十二丁目沿岸道路上に「沿岸道路竣工記念碑」が建設された。なお碑文については別掲のとおりである。なお、その後昭和三十一年度から本格的な治水事業が行われるようになり、同三十六年江部乙神社境内に移し五月五日移設式を関係者によって行われた。

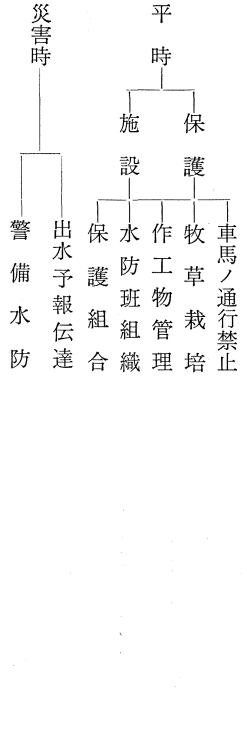
また、この沿岸道路構築にあたって、特に苗穂刑務所から模範囚徒一〇〇名の急援を得て、本工事の進捗を早め完成をみたことは、特記すべき事項であり、いかにこの工事が特殊な性格をもったものであったかを物語るものといえる。なお附言すると本築堤により対岸の雨竜村・新十津川村の水禍度が高まるため、単独施工に強い反対抗議があった。

沿岸道路とはいっても村民を守る石狩川堤防であるため、この維持には留意がはらわれ、損傷をおそれて車馬の通行を全面的に禁止し、堤防監視、洪水予報、水門管理など地域の分担を定めた水防班を組織していた。

昭和十一年四月十八日保護施設事項を定めた水防班概況は次のとおりである。

石狩川沿岸道路水防班概況書

石狩川沿岸道路保護施設事項(一一・四・一八)



一 車馬ノ通行禁止 石狩川沿岸道路、道路法令ノ適用ヲ受クルヲ以テ人馬ノ通行ヲ図ルハ其使命ナリト雖モ本道路築造ノ目的ハ当初ヨリ之ガ圏外ニ在リ即チ防水ノ用ニ供セントスルノ重大ナル營造物タルハ一般ノ夙ニ認識セラレトコロナリ 従テ築造後幾何ノ時日ヲ経サル今日ニ在リテ苟クモ沿岸道路ヲ毀損スルノ行為ハ一切絶無タラシムルハ勿論積極的保護ニ努メ当分堅固ナル道路ヲ構成スルノ間車馬ノ通行ヲ関係者協力ノ上禁止セントス(一部特殊ノ箇所トシテ認定アリタル場合ハ除ク)

二 牧草ノ栽培 (略)

三 工作物ノ管理、工作物ノ主タルモノハ在来ノ沼尻排水等ニ施設シタル逆水門ニシテ之カ開閉ノ管理ハ必要ニ応シ直チニ措置シ得ルコトハ緊要ナル条件ナルヲ以テ最寄作工箇所毎ニ正副二名ノ管理人ヲ定メ万全ヲ期セントス(正管理人ハ鍵ヲ保管シ副管理人ニ常ニ其所在ヲ明示シ置クモノトス)

四 水防班ノ組織 (略)

水防班役員調

第一支部

班長 太田 幸吉 副班長 河上宝之助 班員十一名 (除役員)

評議員 三坂九郎右エ門 西野仁佐次郎

水門管理人(正) 村上倉太郎 (副) 高橋 春吉

第二支部

班長 山下 朝秀 副班長 中村 助次 班員十九名

評議員 島田 十作 大林 廣作 左近 義信

水門管理人(正) 島田久太郎 (副) 岩上和三郎

同右 山本作次郎 同右 島田 豊

第三支部の一

班長 篠原 丹次 副班長 上田 治作 班員 六名

評議員 伊藤 久吉 辻口 久直 福本定次郎

第三支部の二

班長 川村 晃一 副班長 田中 明 班員十五名

評議員 家納繁次郎 中西 長藏 安藤 柳一

第四支部

班長 高桑権次郎 副班長 島津 島藏 班員三十三名

評議員 中西 重清 沢崎富士勝 西垣 鎌吉

水門管理人(正) 島津 島藏

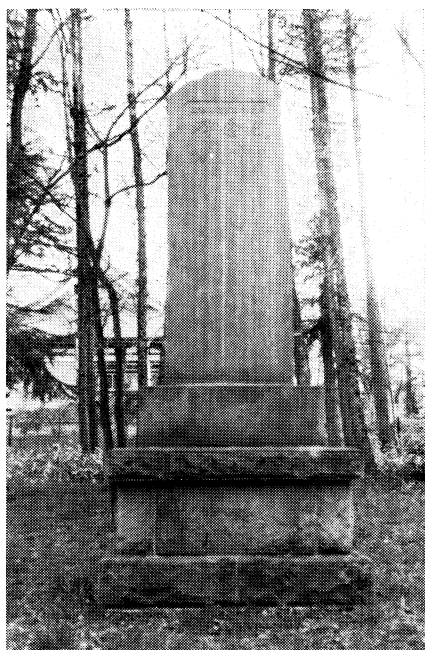
第五支部

青年団警備班ヲ充ツ

五 保護組合 重大ナル使命ヲ有スル河川保護組合ハ其施設スベキ事業多々アルモ原動力タル資金ノ基礎全ク薄弱ナルヲ以テ村費補助、揚柳ノ植栽ニ因ル益金、使用料其他ニヨリ収入ノ方法ヲ講シ積極的ニ活動ヲ為シ一面講演会活動写真會、水防演習等ニヨリ涵養ニ力メ使命達成ノタメ邁進センコトヲ期セラレタシ災害時ニ於ケル処置 出水予報 石狩川出水ニ対シテハ道庁ニ於テ予報ノ機関ヲ設ケラレタリ本村ハ雨竜川ノ干係上稍々複雑化セルモ幾何ノ増水程度ナルカ予報ニヨリ畧々察知シ得ルヲ以テ予報ニ接シタル場合ハ空知土功組合水源地下水測所状態トヲ総合シ急使「サイレン」等ニヨリ通報ニ付通報ヲ受ケタルトキハ「警鐘」「警板」ニヨリ部内ニ速報セラレタシ (以下略)

沿岸道路竣工記念碑 (碑文)

本村鉄道以西の地域は、明治二十七年開村以来、石狩川の氾濫に因り惨事を蒙りたること屢々なりしも、当時は未だ人煙稀にして土地開拓の状況又今日に較ぶべくもなく、従つて損害の程度僅少なりしが、文化進み土地開発せられ、改良の業成りて一帯の沃田と化し、戸口稠密し、本村産業の中枢地帯となるに及び、一度の出水氾濫も地区内住民の生活を脅し、延いては本村の経営上に影



沿岸道路竣工記念碑

響を及ぼすこと甚大なるに至り、常に水害の杞憂を懐けり、然るに幸にして約十年間本道特有の融雪期に於ける出水ありし外、被害甚だしき夏季出水なく、従つて又洪水氾濫の惨禍なく、漸く人の記憶に薄れんとする時、偶々昭和七年全道に亘る未曾有の洪水に遭い、損害約二十八万円の多きを算し、続いて翌八年一夕の驟雨の爲め浸水し、又々多額の損害を蒙るに及び、村民悉く防水施設の急務なるを痛感する所となれり。斯くて其の年九月関係者相謀りて上流及下流に分れて石狩川沿岸道路期成会を組織し、村当局者に対し其の苦衷を述べ事情を陳して適當なる対策を乞ひたり。固より本施設の如きは国費支弁の石狩川治水計画に包含せらるべきものなるも、其の実現は遙遠にして荏苒是を俟つべきに非ず、故に村理事者及村会は状勢の大局より考察して、其の施設の緊急なるを認め、沿岸に道路を構築し、防水を兼ね避難用に供する計画を樹立し、是が完成に拳村一致の努力を払うことに決定、爾来工事施工認可及財源等に關し幾多の支障紆余曲折を重ねたりしも、戮力協心克く難事を服して今日の成果を贏ち得たる也。則ち昭和十年一月工を起し、同年九月竣工を告げたるものにして、蜿蜒十四軒余に亘る道路は、美田を圍繞し、附帯築堤三軒余は村内小川の治水に備ふ。工費十二万五千八百余円は村費を以て支弁し、敷地七町八反六畝は二期成会に於て関係地主の負担に依り買取の上寄附せるものなり。惟へば開村以来の大事業にして、克く短時日に工を竣へ、既に儼然として其の使命を果しつつあるを見るは、偏に村民の正しき理解と工事関係者の犠牲奉公

に燃える精神と、地区関係者の熱意の結晶ならずして何ぞや、茲に碑を建て識して沿革を後昆に伝ふ。

昭和十二年六月建立

鞍田武夫識

石狩川堤防・江部乙地区 石狩川の河床勾配がゆるく、蛇行がはげしく変化する地域にあたることから、大正十一年十月に西十八丁目護岸工事を施工したのに始まり、随時危険箇所を護岸工事は実施されていた。

石狩川沿岸道路の構築により他市町の水害時でも比較的小さな被害で済んでいたが、大水害には被害を受けるため、河川切替えと護岸を進め本築堤の推進をはかる運動を行っていた。

昭和十五年、治水事務所では調査治水計画を策定し、雨竜川合流点から南伏古（尾自利加川）間を除いては治水実施計画線に従い、河川切替えも行いつつあった。

昭和二十八年八月に江部乙地区に大水害があり、早期に計画に従う本築堤の実施と、切替え未実施の雨竜村伏古地区を横断する新水路の着工を陳情した。

これに対して同年十一月、石狩川治水札幌事業所では川成りに従う蛇行線方式の治水法線を発表した。この要点は次のとおりである。

- 1 農地の壊廃を少なくするため、現在の川成りを利用した。これにより壊地約七〇町歩の剰余を得る。
- 2 現河川を利用することにより、工事費の逓減をはかれる。
- 3 過去の経験に鑑み短切（ショートカット）を排して蛇行線方式をとる。

というものである。これに対して江部乙町ではこの未実施地区の

上下流は当初の計画どおり直線方式で、必要箇所には新水路に切替えており、変更案では良案とならないことから十一月十八日に町議会を開催し、変更要請決議が行われた。

- 1 曲線方式のため、かえって三四町歩の壊廢地が多くなる。
- 2 ショートカットによる築堤の短縮と雨竜川合流点の瀬割堤防の短縮ができず、将来はこの修費も合わせて莫大な費用増となる。
- 3 雨竜川合流点であり、水位の低下に努力すべき地点であるのにもかかわらず、流速をはばむ曲線では洪水時に水位を上昇させることになり危険が増大する。

というものである。これに対し雨竜村では原案賛成の立場をとった。

昭和二十九年に入って台風十五号による水害が発生したため、両町の治水特別委員会では再三合同会議を開き協議したが合意がななく結局最終的には、両村の主腦者会議によって早期着工促進をはかるため、開発局の方針どおり法線は曲線で妥結の決定をみた。

同年江部乙、妹背牛間鉄道に着手して堤防位置も決定された。

昭和三十年は調査測量、翌三十一年用地測量、土地売却と進んで同年十月十日に江部乙新水路の掘削工事に着手することができた。

昭和三十二年には一部地区を除いて用地買収を終了六戸島築堤に入った。三十三年には十八丁目地先、江部乙川から十二丁目間の築堤、三十四年には十三丁目から十丁目の暫定堤防工事、妹背牛鉄橋地区の築堤完成など毎年築堤が続き、昭和三十六年七月の洪水時には江部乙地区の水害を避けるまでに至った。

特に雨竜川合流地点の築堤、六戸島の新水路開削には開発青年隊が活躍して完成させ、翌三十七年にも十六丁目地先の築堤に努め

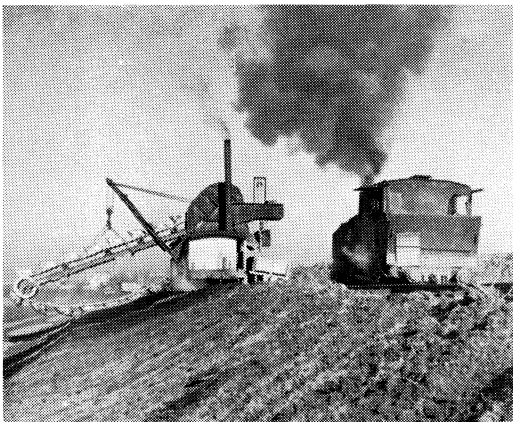
た。

なお石狩川治水に関連して、江部乙川築堤も行われ、昭和四十一年に築堤を完了、翌四十二年には一号橋、逆水樋門の改築と治水工事の完成をみた。江部乙地区石狩川堤防は昭和四十六年度を以って完成断面工事が全区間にわたって完了した。

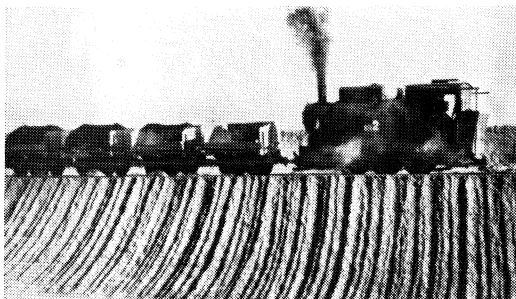
江部乙地区の治水工事の経過内容は次のとおりである。

年度別石狩川（江部乙地区）治水工事（市関係分）

工 事 名	工 事 費	着 工 ・ 竣 工	事 業 量
江部乙築堤（十四丁目以南）工事 同 右仕上工事	千円昭和 二、九〇三・五七 六、四四同 七、八八	七 二・五 九・八	一、七六・五 八、五五 m
江部乙妹背牛間第一石狩川橋梁 径間拡張工事	建設省 三、二六 国鉄 三、九五	三 元	三年 橋間 四、九五



石狩川治水築堤工事・土取場と運搬車



十六丁目園田地先護岸災害復旧	四四三・三二	七・四	一〇三	六戸島新水路護岸新設工事	四三三〇・六	七・七	七・二五	四〇〇
十七丁目地先	二〇八同	三・二	七〇	六戸島災害復旧工事	一三、七〇同	二・三	七・三〇	四〇〇
六戸島築堤工事	四、七〇三・七二〇	九・三	四三	江部乙築堤外一連工事(十六丁目地先)	三、八四六・七、四・四	一一・三	七・五六	七五六
十八丁目地先護岸災害復旧工事	一、四七〇同	一〇・三	七二	十六丁目地先護岸災害復旧工事	四、四〇〇・三、五・三	九・九	二・〇	二〇〇
同 鈴木	三、三四同	一〇・三	一〇三	十一丁目地先 同 右	八、二九同	右	二・八	二九六
十七丁目手島地先	三、六二二同	三・三	一八四	六戸島築堤工事	三、三〇〇同	四・七	二・二	七五五
六戸島築堤工事	一〇、六三三・七・三	一〇・三	五三	同 右仕上工事	一、二〇〇同	四・七	七・五	七五五
須摩馬内築堤外二連工事(十八丁目)	一、二八〇同	九・五	八〇五	同 新水路護岸新設工事	三、三、五同	六・元	二・三	二五〇
同 右	五、六二二同	四・元	一、九六	八丁目地先築堤外一連工事	三、九四四同	四・七	二・二	六〇〇
六戸島築堤仕上工事	一、〇一六同	七・三	五三	江部乙地内築堤仕上工事	二、〇五五同	四・七	八・九	九〇〇
江部乙築堤(江部乙川下流)工事	三、〇七三同	五・九	三三	十四丁目樋門築堤工事	八、五八六同	四・七	一〇・三	三三
同 右(十一丁目地先)	一〇、八六〇同	四・八	八三三	六戸島築堤工事	一、六八〇・元、四・四	二・六	一、五八	一〇〇
同 右(かさあげ)	一、〇一一同	右	一、二四	十一丁目地先護岸災害復旧工事	五、五〇〇同	五・六	一〇・三	一〇〇
江部乙幹線用水路余水吐樋門新設工事	一、七〇〇同	九・九	一〇・七	十二丁目地先築堤・十四丁目地先仕上工事	二、八〇〇同	七・九	三・五	三四五
六戸島築堤工事	一〇、九五五・五・二	一〇・四	六四三	江部乙川右岸築堤外二連工事	三、三三〇・五・三	二・三	三・七	三三七
江部乙築堤工事	八、九〇〇同	四・三	一、三五	同 左岸築堤工事	六、四九同	九・九	一・三	一、三二
同 右 仕上工事(十四・五丁目)	三、一五〇同	五・八	二七〇	十一丁目地先上流地区護岸災害復旧工事	六、六〇〇同	六・三	一〇・元	一〇〇
同 右 (浚渫)	三、九〇同	五・〇	九七〇	江部乙地内築堤維持工事	四、四〇同	一〇・一	一一・〇	三元
同 右 (浚渫)	六、二四同	六・一	六〇〇	江部乙川右岸築堤外三連工事	一〇、八三四・五・三	一〇・九	一、二二	一、二二
江部乙川逆水堤工事	一、四九元同	六・〇	四六	同 右(仕上)	一〇、〇九同	五・三	一〇・八	一、〇五
六戸島締切水制新設工事	三、四八〇同	五・九	二八〇	同 右(堤内排水)	五、〇〇同	五・三	一〇・八	一、〇五
十六丁目地先護岸新設工事	五、八〇〇・三・三	九・七	一	同 右(町道・用水路付替)	八、〇三同	五・三	一〇・八	一、〇五
六戸島新水路掘削工事	四、八〇七同	三・七	九三	同 左岸築堤外三連工事	一、〇三同	五・一	一〇・八	一、〇五
同 右(浚渫)	九、五七同	四・一	一、九五	同 右(仕上)	六、一五同	六・八	一〇・五	一、〇五
同 右 右 右(掘削工事)	五、七同	七・一	六四三	十一丁目地先上流護岸災害復旧工事	五、一九同	六・三	一〇・五	一、〇五
六戸島築堤仕上工事	九、二同	四・三	五〇	江部乙川一號樋管新設工事	六、一九同	六・八	一〇・五	一、〇五
同 右 外一連築堤工事	一、四八〇同	四・四	一、三五	同 築堤外二連工事	一、六二九・四・五・二	一・三	八、九〇	八四〇
江部乙築堤仕上工事	一、四〇〇同	四・三	五〇	同 一號橋架換工事	九、七七同	七・二	二・七	三、三六
江部乙川逆水堤仕上工事	三、三同	四・三	四六	同 同	一、五、三三・四・七・三	一・三	四・〇	四・〇
江部乙築堤外一連工事(妹背牛鉄橋以南)	一、六三〇同	四・四	五〇	江部乙川第二大橋架換下部工事	五、四〇〇同	七・〇	一〇・七	三、三六
江部乙第二新水路護岸新設工事	七、五三同	六・一	二四〇	同 右 上部工事	二、九三同	八・三	一〇・三	一〇〇
六戸島新水路丁字型ブロック製作護岸外	一〇、四六同	七・七	一〇七	下八号管梁工維持工事				

江部乙川左岸逆水堤法線測量	一、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇
同 右 築堤工事	三、七三六	同 七二	三、〇〇〇
江部乙築堤（江部乙川から下流）完成工事	六、七九〇	同 五一	二、〇〇〇
同 右（滝川築堤界まで）	五、〇九〇	同 五・八	二、〇〇〇
江部乙川右岸築堤工事	三、〇〇〇	同 五・六	二、〇〇〇
同右サイポン新設	三、〇〇〇	同 九・〇	〇、〇〇〇
同右三分派水路橋移設	同 八・四	同 〇・〇	〇、〇〇〇
同 水路橋	一、四六五	同 〇・四	三、二六
同 十二丁目樋門護岸工事	八、七〇	同 七・九	九、二六
十四丁目 同 右	七、〇〇〇	同 〇	〇
手島樋門改築工事	〇、七五	〇、七五	三、二五
六戸島築堤（漏水対策）	三、三三三	〇	〇
九丁目樋門護岸外二連工事	一、九〇	同 七・五	〇、〇〇
六戸島築堤（漏水対策）	四、三六六	〇、三三	一、〇一四
江部乙川掘削工事	一、七二五	同 四・六	一、〇一四
			九、二五
			八、二〇

石狩川堤防・滝川地区

江部乙地区から五メートルほど低い河床となつている滝川地区は、石狩川本流による支流の雨竜川・尾白利加川が合流して注がれ、西六丁目から七丁目の蛸の首と西一丁目から五丁目にわたる大きな蛇行の池の首があり、洪水の時は水位を上げる。

さらに下流には右岸支流の徳富川、左岸の空知川が合流するため一段と水位を上昇させ、泉町・西町地区に氾濫することがたびたびあり、常に危険にさらされている状態にあった。

築堤には莫大な費用がかかるため、さしあたり築堤前の対応策がはかられ、緊急災害防止工事として道では昭和十三年十月蛸の首の短切（ショートカット）に着手した。町では十二年十三年と敷地購入に

四万四、五〇〇円を支出している。掘削延長六五〇メートル敷幅二〇メートル、右岸の法二〇パーセント、左岸の法一五パーセント、掘削土量七五、〇〇〇立方メートルで工事費は道河川費から二万九、五〇〇円、滝川町負担一万円で道の直営工事として人力掘りを行い、翌十四年四月に竣工、通水をみた。

切替え工事の効果が素晴らしかったことから、その下流の池の前も直線的に延長二、三六四メートルを掘削することになり、昭和十四年度から三カ年計画で災害防止工事として実施することになった。

工事計画は低水敷幅八〇メートル、両法二割、掘削土量八六万二、五七五平方メートル、総工費一〇七万六、一九七円とした。

昭和十四年六月、四五トン掘削機三台で道直営工事として着手、順調な運びで昭和十六年に左岸堤防樋管内径〇・九メートルの鉄筋コンクリート管三四・二メートルを敷設、右岸には高さ一・五メートル、幅一メートルの函型樋管二連、本体六・七五メートル、工事費九、八三四円をもって樋管設備がなされ、十六年九月七日総工事の竣工通水をみた。

蛸の首・池の前の新水路により流れはすこぶるよくなったもの増水時の市街地区危険には変わりなく、築堤の早期実現が待たれた。

たまたま、昭和二十二年に大水害が発生し、翌二十三年から国において治水の促進がはかれることになり、七丁目左岸締切堤に着手し、翌二十四年には約二キロメートルの築堤が行われ、昭和三十年

七月から十二月中旬まで中島町から西滝川地区までの現況測量が実施されて順次下流地区の堤防整備を行った。

最近に至って完成断面による築堤が進められ、現在石狩川・空知川合流地区である中島町地区のみが暫定として残っているものの、昭和五十三年度までに石狩川・空知川の全市にわたる堤防が完了している。これにより水害の心配は解消された。

石狩川の河道定規は低水路幅が空知川合流点より上流が一三〇メートル、下流が一六〇メートルから二八〇メートルとなっており、堤防の高さは完成断面で計画高水位より二メートル、暫定で〇・五メートル、兩岸の堤防間距離は空知川合流点より雨竜川合流点は六五〇メートル空知川の下流は八二〇メートルの計画をもって実施された。

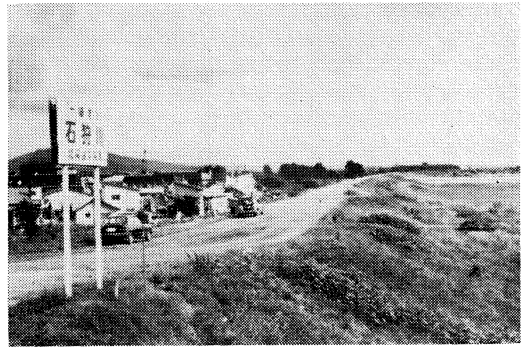
滝川地区の治水工事の経過内容は次のとおりである。

年度別石狩川（滝川地区）治水工事（市関係分）

工 事 名	工事費	着工・竣工	事業量
七丁目地先左岸締切堤工事	千円昭和 一、四七三・七五〇	一〇・三〇	三三六m
六・七丁目地先築堤工事 樋管 三カ所	二、六五五・四九三	三三・三〇	一、九二〇
同 右	一〇、〇〇〇・五・七〇	八・一〇	二、三〇〇
同 右	一〇、〇〇〇・五・〇〇	三三・一〇	一、〇五〇
同 右	一五、〇〇〇・五・五・一	二二・三三	一、〇〇八
西裡築堤工事	二、三三〇・〇・六・一	二・二六	三三六
同 右	八、五三三・五・四・四	二・二五	一、三三三
同 右	八、二〇三・五・七・七	九・九	八九八
西一丁目地先護岸新設工事	六、八四四・〇・三・三	三三・三〇	一、七
西裡築堤工事締切堤工事	九、二五五・五・二・二	八・八	二八〇
西裡（池の前）地内築堤工事	六、〇七三・六・四・四	九・六	三三〇

第二章 治 水

西裡（池の前）地内一連工事	三、八六三・四・四〇・六・二・八	一〇・三〇	五・八〇三・六・一・元	二〇〇
西六丁目地先護岸災害復旧工事	一五、八七六・四・七・七	一一・二	暫定	三三〇
滝川築堤（中島）駅裏）外一連工事	五、五二〇・五・三・三	九・九	二六	二、七三
西七丁目地先護岸災害復旧工事	一六、三五五・四・五・五	二・四	二、八七	二六
滝川築堤（中島全域）盛土工事	一、七七四・九・九・三	二・三	一五〇	二、八七
西裡築堤維持工事	五、一五四・二・三・三	三・三	一八〇	一五〇
滝川築堤（石狩川橋上流）工事	〃	右	一、四七	一八〇
西六丁目地先護岸災害復旧工事	六、四三三・六・六・八	一一・四	二〇	二〇〇
滝川堤防維持工事	二、〇〇八・八・五・〇	二・三	八〇	一三〇
橋本町自記水位観測所新設工事	三、四七四・六・七・七	一一・三	六	一三〇
石狩川橋上・下流護岸災害復旧工事	五、七〇四・五・〇・〇	八・〇	六	一三〇
西町護岸災害復旧工事	三、〇三〇・六・三・三	一〇・五	一〇	一三〇
中島 同 右	一、四六〇・同	一〇・〇	一七	一三〇
滝川築堤（石狩川橋上流）・内排水維持工事	一、八〇〇・同	二・七	三〇	八〇
同 右（盛土四〇、八〇〇）	二、四〇三・四・六・三・三	二・一〇	八〇	一三〇
同 右（北電放水樋門を含め）	九、九八四・六・四・四	一一・一	二、四〇〇	一三〇
同 右（鮎の首樋門下流）	二、五〇四・同	一〇・〇	一、五〇〇	一三〇
同 右（石狩川橋上流地区）	三、九八四・同	二・一〇	四、五〇〇	一三〇
同 右（石狩川橋上・下流地区）	六、二九〇・同	一〇・〇	一、九五〇	一三〇
中島樋門工事（一・二×一・二）	三、四四〇・同	一〇・〇	五	一三〇
同 右（水路・築堤・管渠）	三、九六六・同	七・九	水路元四・七	一三〇
滝川築堤（中島町部分）	八、五〇二・五・五・三	二・一〇	築堤八〇管渠七	一三〇
西町排水機場その一工事	四、二四〇・同	二・一〇	吐水槽	二、三三六
同 右（その二）	四、四〇五・同	三・〇	吸水槽（取水口含）	三、五三〇
同 右（樋門）	二、三三〇・同	三・〇	三、五三〇×二、八×六・五	三、五三〇
鮎の首樋門工事	二、〇〇〇・同	三・〇	三、五三〇×二、八×六・五	三、五三〇
滝川築堤外（江竜橋下流）天端補修	四、四〇〇・同	二・一	三、三・五	三、八〇〇
鮎の首樋門ゲート製作・据付工事	七、三六五・同	三・三	三、三・五	三、八〇〇
西町排水機場ポンプ製作・据付工事	一、五九七・同	二・七	三、九・〇	三、八〇〇
同 右 外一連工事（整地護岸）	一、四七五・同	二・〇	二、〇・〇	一、七〇〇
同 右	三、六〇〇・同	三・〇	三、〇・〇	一、七〇〇



石狩川堤防

滝川排水機場 滝川の市街地

には低地帯が多く、洪水による浸水がたびたびあるところから築堤を進め、さらに内水排除施設の設置が懸案となっていた。

石狩川開発建設部では強い要望を受けて市街地区小河川が集中する低地である西町樋門横に昭和五十一年度から三カ年事業で排水機場を建設することになり、昭和五十一年五月三十一日に西町排水機

場 吸水槽 鉄筋コンクリート造 長一四・五メートル 幅二・三メートル 深五・六五メートル

上屋 鉄骨造平屋建一部中二階 床面積三〇四・五メートル

ゲート 径間三メートル×扉高一・五メートル 三門

防寒シャッター 幅三・六メートル×高五メートル 三基

排水機 主ポンプ 口径一・二メートル 出力三〇〇馬力 台数 三台

機種 横軸斜流

排水路 延長三三・五メートル 敷幅七メートル 両法一對〇・五

構造 コンクリートブロック積 底コンクリートライニング

本施設は石狩川の計画高水位二七・七八メートルに対処して築堤高を二九・七八メートル、計画対象降雨一九八ミリメートル、内水ピーク流量二〇・九五立方メートル毎秒、自然湛水位二六・三二メートルとし、ポンプの故障を配慮して危険を分散させるため三台を設置することにした。第一期工事として現在ポンプ数は二台設置されている。

また機場外観も環境に調和するように植樹・花壇を配して附近住宅・公園に配慮した建設を進めている。

昭和五十三年十月十二日完成により落成式が行われ、これにより滝川から洪水の不安を一掃したことになった。

蛸の首樋門

丸加山から市内中央部を流れて西方の石狩川に注いでいるが、大雨のたびに流域を冠水させることから樋門の改築を要請していた。

従来の樋門は昭和十三年に蛸の首の新路開削に伴い、石狩川堤防の下流締切か所に昭和二十六年に一・二五メートル一・二〇メートル二連を設置したものであった。敷高水位二五・三三メートルで本

場起工式を行った。この施設は滝川地区排水機場と称されている。たつては滝川排水機場と改称されている。

本施設の対象区域は滝の川公園以南地区で金色川、金川、銀川、銅川、望月川、伏古空知川、西裡川の七河川の排水処理及び石狩川の逆流防止のために設置されたものである。

設計にあたっては過去一五年間の主要洪水による内水氾濫を検討し、水害を避けうる機械排水量を毎秒一〇トン規模に決定した。

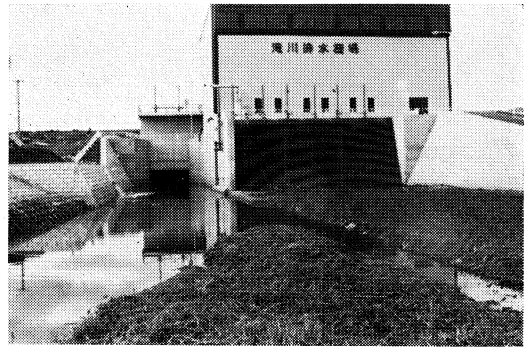
工事内容は次のとおりである。総工事費は七億円を要した。

樋門 鉄筋コンクリート造ボックスカルバート二メートル×二メートル×五三メートル二連

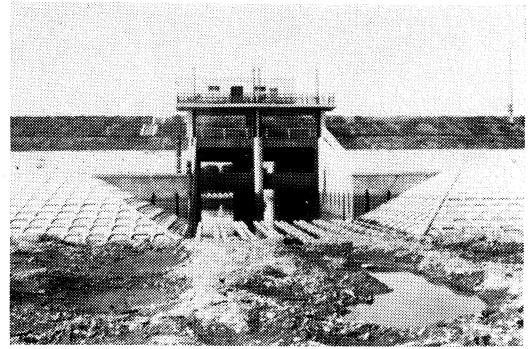
吐水槽 鉄筋コンクリート造 長一八・七メートル 幅八メートル 高九

メートル

逆水門 径間四・四メートル×扉高二メートル 一門



滝川排水機場



滝の首樋門

川低水位より約二メートル高かったが老朽化され、内水排除に長時間を要するため、十分な機能を發揮できない状況であった。

このため新樋門は高さ五・八メートル、幅五メートル二連として排水能力は毎秒九〇トンとし、従来の八・四トンに比べ一〇倍以上の施設とした。

昭和五十年八月洪水に相当する確率一〇〇分の一雨量二〇二・二ミリメートル敷高水位二三メートルの計画で実施された。

工事内容は次のとおりで全体工事費は四億円を要した。

- 樋門 鉄筋コンクリート造 ボックスカルバート
- 高五・八×幅五・〇×長三五・〇メートル 二連
- ゲート 鋼製ローラゲート(電動)
- 扉高五・八八×径間五・〇 二門

本工事は昭和五十二年六月二十九日現地で起工式が行われ、昭和

五十三年七月七日落成完工式があげられ、小田代道開発局建設部長大谷石狩開発部長、吉岡市長の三人により紅白のテープに鉄を入れ参会者約五十名が完成を祝い、永年の悩みであった水害から解放される喜びの声があがった。

洪水予報及び水防警報 石狩川水系は、開発局と気象台が共同で洪水予報を行っている。また、直轄施行区間は水防警報を実施することになっており、本部、事務所を中心にマイクロ回線、有線の通信網が整備されているとともに、主要地点に指定水位、警戒水位を定めて洪水に対し万全を期している。

滝川河川事務所管内水位表

河川名	観測所名	計画高水位	警戒水位	指定水位	所在地
石狩川	伏古	三三・五	三三・三	三二・〇	滝川市江部乙町西十三丁目
	橋本町	二六・八	二六・〇	二四・八	新十津川町橋本町
空知川	砂川橋	二四・六	二三・六	二三・五	砂川新十津川線・砂川橋
	奈井江大橋	二〇・二	一七・〇	一五・四	浦臼町黄白内
徳富川	空知太	二七・四	二四・六	二三・七	砂川市空知太・鉄道橋下
	幌倉	四一・八	四〇・五	三九・九	赤平市共和三四
上徹富	赤平	五三・三	四九・〇	四八・〇	赤平市豊里町二八番地
	上徹富	—	二九・三	二九・〇	新十津川町上徳富四区

第五節 関係官庁・団体・組合

札幌開発建設部滝川道路事務所

昭和三年五月十五日札幌土木事

務所滝川道路保護区として、現在の栄町願成寺附近に設置されたのが起源である。

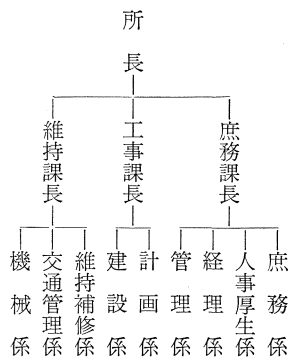
昭和十年六月、新町八六番地（現二丁目一番）に新庁舎を建築して十月に移転、道路の維持補修業務にあたっていた。

昭和十四年八月一日機構改革によって札幌土木現業所滝川派出所と改称されたが、昭和二十六年七月一日終戦後国土開発のことが国策として大きく論議された結果、北海道における資源の総合的な開発を目的とする北海道開発法が制定された。この法に基づく北海道開発局が設置され札幌土木現業所は札幌開発建設部となり、また、滝川派出所も滝川出張所と改称された。

昭和三十三年十月十日北海道開発局がその課せられた使命を将来にわたって十分に發揮するため、滝川出張所（維持業務部門）と新十津川道路改良事業所（改築部門）を統合し、法令に直接設置根拠を置く、滝川道路事務所として発足、現在に至っている。

新体制となった四十九年に新庁舎の建築を現在地（新町二丁目一番三二号）（旧庁舎裏）に鉄筋コンクリート二階建て、延べ一、〇〇〇平方メートル規模で竣工した。

組織機構図 所長以下一〇〇名で、事務職員一五名、技術職員一九名、技能系職員六六名である。



維持及び改築管轄区域

路線名	管轄	延長
一般国道一二号	奈井江町・砂川市界から滝川市・深川市界須麻馬内橋（深川市付）までの区間	二五・〇キロ
〃	滝川市三八号起点から芦別市、富良野市界までの区間	五〇・〇
〃	二二一号 厚田村、浜益村界から浜益村、増毛町界までの区間	四一・五
〃	月形町、浦臼町界西野橋（浦臼町付）から新十津川町、雨竜町界尾白利加橋（雨竜町付）までの区間	二八・八
主要道道 夕張芦別線	三笠市芦別市界から芦別市上芦別町国有林芦別事業区一一九林班二小班までの区間	一三・九
〃 白川美唄線	富良野市、芦別市界から芦別市上芦別町国有林上芦別事業区一一九林班（道々夕張芦別線交点）までの区間	一五・六

管内除雪路線区間

一種区間 一般国道一二号・三八号・二七五号全区間

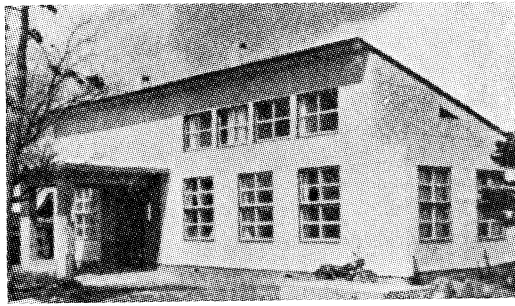
三種区間 一般国道二二一号三三・八キロメートル区間

注 一種区間は昼夜の別なく除雪、三種区間は一車線確保を原則として夜間の除雪を行わない。

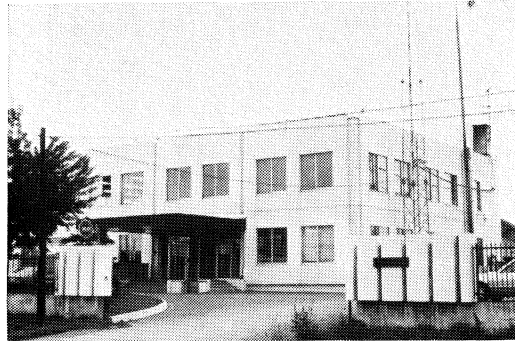
歴代 所長

札幌土木現業所滝川派出所長

- 初代 村上 暉美 昭和二〇・四・一
- 二代 平田 信次 昭和三五・四・一



旧札幌開発建設部滝川出張所



札幌開発建設部滝川道路事務所

三代 伊藤 一	昭和九・四一	四代 原 政意	昭和九・四一
五代 後藤 義頭	三・四一	滝川出張所長	
七代 小川 芳信	三・四一	六代 鎌田 哲	三・四一
九代 長縄 敏一	三・四一	札幌開発建設部	
二代 大谷 静正	三・四一	八代 加藤 秀俊	三・四一
三代 鳥形 利雄	三・四一	〇代 中村 一雄	三・四一
五代 毛利 正治	三・四一	三代 芦戸 宣計	三・四一
滝川道路事務所長		一代 高橋 学	三・四一
七代 谷 俊郎	三・四一	二代 後藤 藤夫	三・四一
元代 関谷 強	三・四一	六代 秋川 昭美	三・四一
現	三・四一		

札幌土木現業所滝川出張所 明治四十一年五月十日、滝川道路保護区として設置されたが、当時は専門の吏員が任命されたものではなく、付近の工事監督員または直営工事施行員が兼任して工夫を役したに過ぎない。したがって正規の詰所が無かったが、時勢の進展に伴って保護区事業の拡張を来し、とうてい兼任では事業の遂行ができなくなったので、専任者を設けるとともに昭和三年五月十五日栄町願成寺附近に、札幌土木事務所滝川道路保護区として、不完全ながらも詰所を設置して事業を行ってきた。

昭和七年度を契機とした農山漁村振興工事の施行に伴い、一時に保護区事業の膨脹を招き、従来の詰所では事務処理上不都合になったので、昭和十年六月国道筋空知大橋詰（現開発建設部事務所）で滝川町役場から敷地一、五〇〇坪の敷地の無償貸付を受け、一応完備した詰所を建築し、昭和十四年八月一日には従来の道路保護区が昇格して札幌土木現業所滝川出張所と改称された。

当所管内関係町村は滝川、砂川、赤平、芦別、歌志内、江部乙、浦臼、新十津川、浜益の九カ町村で国道二十七号（現十二号）線、地方費道札幌稚内線、準地方費道岩見沢歌志内線、滝川、橋本線、札幌留萌線、芦別神居古潭線、茂尻砂川線の各線補修をしていた。

昭和二十六年七月一日、国土開発の国策に基づき北海道開発局が設置され、札幌土木現業所は札幌開発建設部と改称され、当滝川派出所は札幌開発建設部滝川出張所となった。

そこで道関係事業については札幌土木現業所滝川出張所として分離され、道費で道道路線及び橋梁、河川の維持補修を行うものとな

った。

昭和三十年十二月二十五日、西町一九一番地(現、西町二丁目一番)に庁舎が落成(三十年八月着工)、建坪五八・四九坪(約百九十三平方メートル)に移転して業務を行ってきた。

その後機構改革、事業の増大により庁舎が狭くなったので、昭和四十三年十月二十日扇町一丁目一番三八号に新庁舎を建築し(面積七九六平方メートル、敷地六・九八〇平方メートル)移転、現在に至っている。

組織 出張所長以下四二名で、事務職員六名、技術職員一五名、運転技術員一三名、土木技能員九名である。

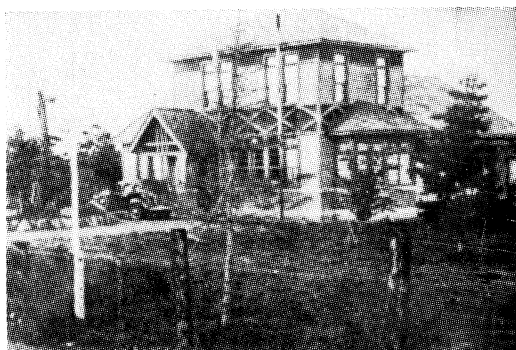
管轄区域 滝川市、砂川市、歌志内市、芦別市、赤平市、上砂川町、新十津川町、浦臼町、浜益村の九市町村

所管概要

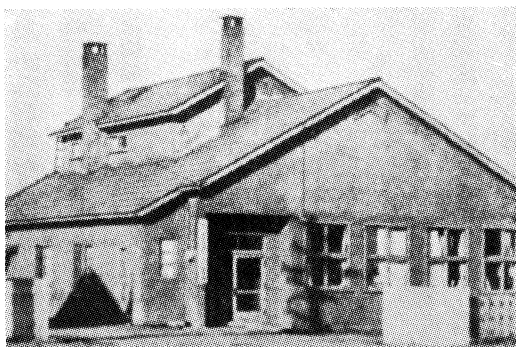
道道二四二・八キロメートル、河川三九四・三キロメートル、海岸保全区域五・二キロメートル

歴代主任

職名	氏名	任命年月	転退年月
事業主	安藤 鶴松	大正 五・四	大正 五・四
同	乙部寅太郎	同 五・六	同 五・六
同	花田 茂吉	同 八・四	同 八・四
同	佐々木晋蔵	昭和 三・五	昭和 三・五
同	花田 茂吉	同 七・三	同 七・三
同	伴 政比古	同 一〇・三	同 一〇・三
同	村上 暉美	同 一〇・三	同 一〇・三
同	平田 信次	同 一四・四	同 一四・四
同	伊藤 一	同 一四・四	同 一四・四
同	原 政意	同 一八・三	同 一八・三
同	後藤 義顯	同 二四・四	同 二四・四
同	鎌田 哲	同 二四・四	同 二四・四
同	小川 芳信	同 二五・六	同 二五・六



旧土木現業所滝川派出所



旧札幌土木現業所滝川出張所

順	氏名	任命年月日	転退年月日
初代	石井 宏道	昭和 三・九	昭和 四・九
二代	漆原 茂	同 三・九	同 三・八
三代	原口 昭一	同 三・八	同 三・三
四代	川人 豊一	同 三・三	同 三・三
五代	西村 繁	同 三・三	同 三・三
六代	高橋 誠	同 三・一	現在

技術吏員	氏名	任命年月日	転退年月日
同	長沢 英夫	同 三・七	同 三・五
同	一戸 泰三	同 三・六	同 三・六
同	斉藤 利定	同 三・六	同 三・五
同	白石 貢	同 三・五	同 三・九

歴代出張所長



日本道路公団札幌建設局滝川工事事務所

これにより同年七月一日札幌建設局滝川工事事務所は柴町の安田生命ビル三階を借用して仮事務所として開所、地質調査、測量、文化財発掘などの業務に入った（参照・第十編・第一章・第二節の五・高速自動車国道）。

翌五十四年四月二日事務所を新町三丁目九番に敷地一、〇〇〇平方メートルを求め、庁舎新築起工式が行われ、鉄骨造り平屋建て・



札幌土木現業所滝川出張所庁舎

日本道路公団札幌建設局滝川工事事務所 北海道縦貫自動車道の建設にあたって、昭和四十八年十月十九日岩見沢・旭川南間の施行命令が建設大臣から日本道路公団に出された直後、ちょうどオイルショックに入ったため一時中断されたのであったが、昭和五十三年三月二十四日岩見沢・滝川間四六・九キロメートルの実施計画認可があり、同年四月二十八日正式な路線発表があった。

延べ面積四〇〇平方メートルの庁舎と一五〇平方メートルの車庫を同年八月七日に竣工して移転した。

職員は所長以下で一四名である。

初代所長名 齊藤 哲郎 昭和五十三年七月一日就任・現在

石狩川治水促進期成会 石狩川流域の開拓に移住した住民が明治

三十一年九月の大水害にあい、治水促進に迫られたことから同年十二月二十一日石狩川治水促進会設立準備会を開き、翌明治三十二年一月十日江別において創立大会を開催したのに始まる。

道庁ではこの年技師岡崎文吉に石狩川調査測量に着手させ、国においては三十三年二月十六日石狩川治水に関する建議案が衆議院可決を見て、石狩川治水の動きがあり、道庁長官 園田安賢は同年四月拓殖一〇カ年計画案を提案し、翌三十四年四月から実施に入るなど石狩川の治水対策も計画にのるようになった。

しかし、長流の石狩川及び支流の治水事業は莫大な資金を要するため、実施段階に至らず流域は毎年のように浸水があり、二、三年に一度・二度の大水害に見舞われる状態であった。

さきに調査を進めていた岡崎技師は明治四十二年十月石狩川治水計画調査報文を長官に提出、明治四十三年四月北海道拓殖十五カ年計画の実施に伴い、同年五月石狩川治水工事に着手したが、すかさず促進会では同年六月十三日石狩川治水大会を札幌で開き、その促進を呼びかけ翌四十四年九月二十五日岩見沢で同大会を開催するなど活発な動きがあった。

明治四十三年九月一日道庁内に石狩川治水事務所が創設されるな

どもあって、石狩川治水促進に拍車がかかった時でもあった。

大正年代に入り中流地域の必要箇所には堤防造築、護岸工事も行われるようになったものの本格的な築堤には至っていない。

昭和に入ってから川は川の切替えが各地で行われ、新水路の短切掘削工事で川の流れがよくなり、水位の低下をみて通常の降雨洪水や融雪氾濫は避けられる段階であったが、豪雨による水害は明治・大正年代と変わりがなく、促進会では常あるごとに築堤を要望してきた。昭和の十年代は戦事体制にあったため、河川流下の河身整備にとどまり、一部築堤もあるが大きな工事はなく新水路の通水完成が各所に見られる程度で治水事業に停滞があった。

昭和二十二年八月、集中豪雨による水害が全道的にあり、中でも石狩川中・下流の流域に甚大な被害があったことから治水促進の動きが活発となった。

昭和二十四年九月四日滝川町長神部俊郎は近隣町村に呼びかけ、従来の石狩川治水促進会を発展解消させて、より強力な治水促進期成会を組織することを提唱した。これに同調した新十津川町長島田薫その他の首長の会合がもたれ、三十三市町村に及ぶ深川以南の市町村加入による石狩川治水促進期成会が誕生して、地域の要望を強く国・道へ要請することになった。

会の目的は「恒久的治水事業を促進するため、必要の都度関係当局に要請し急速にこれを完成し、災害の絶無を期し、もって民生の安定を図る」とある。

会長には神部俊郎が推され、毎年総会を開き要望を重ね、昭和三十

十年頃から本格的な築堤をみるまでに進展してきた。

昭和三十二年度からは治水・治山・海岸事業は併行事業として効果を上げるべきであるとして「北海道治山・治水・海岸事業促進同盟規約」が制定され、強力な促進運動を展開するようになった。

昭和三十四年春の選挙で神部会長は道議に当選して、後任に新十津川町長島田薫が会長職に就任、治水促進をはかった。

開発局では昭和三十五年以降五カ年計画を策定して積極的な取組みをみせ、昭和三十八年度には石狩川改修総体計画を発表した。

たまたま、この年に他の同種期成会で不明朗な動きが話題となり、本期成会では島田会長の道議出馬当選と重なって以降の期成会活動は休止状態が続いた。

しかし、昭和四十一年八月の水害で早期治水促進の要請が強まり各市町村では各々関係官庁への運動は展開していたものの、島田会長から吉岡市長に強力な運動のため期成会活動をすべきであるとの新規発足を促された。

昭和四十七年十月五日滝川市役所において、二十三市町村による総会が開かれ、新規約と役員及び期成会負担金徴収要綱を定めて期成会の運営を強め、治水改修事業の強力な推進を確認した。会長には吉岡滝川市長が推された。

この活発な促進により石狩川築堤・護岸等に大きな進展がみられたのである。

本期成会の昭和五十四年度要望事項は①石狩川下流の軟弱地盤地域の河川管理施設の強化、②無堤地区の解消、③洪水防止のための

未改修河川の整備、④護岸工事の促進、⑤内水排除施設の整備、⑥河川敷を緑地空間として整備、⑦老朽橋の架け替え、⑧滝里ダムの実施計画調査の促進、などで関係官庁に強く要請している。

特に滝川市関連としては道道滝川・浜益道路の国道昇格、中島町と新十津川町菊水間に橋梁新設を課題として推進をはかっている。

橋成市町村名

第一支部 石狩町、当別町、江別市

第二支部 岩見沢市、三笠市、新篠津村、北村、栗沢町、月形町、美瑛市

第三支部 浦臼町、奈井江町、砂川市、新十津川町、雨竜町、北竜町、妹背牛町、秩父別町、深川市、沼田町、幌加内町、赤平市、滝川市

歴代会長

就任年月日

初代 神部 俊郎（滝川町長・市長） 昭和四・九・四

二代 島田 薫（新十津川町長・道議） 同 三・九・二

三代 吉岡 清栄（滝川市長） 同 四七・二・五

（現在）

道路保護組合

大正年代から道路の維持修繕に関し自発的活動を促進するため、道路保護組合が設置され現在に至っている。

設置年度は明らかでないが、昭和二年度の滝川町予算書に土木工事奨励費として前年度二、二四五円、当年度一、〇〇〇円が計上されており、道路保護組合奨励金となっている。

道路の維持補修などは道路保護組合がそれぞれ支部を設け、各区域ごとにできる範囲の活動をしていたものである。昭和元年の町長給料（年間）が二、一〇〇円であるときの奨励金二、二四五円は大きなものである。

昭和十六年ごろの奨励金を見ても大差はなく、昭和十六年一、八

三九円、同十七年、同十八年も同程度であるが、当時は戦時中で道路の新設、改良などの大工事がなく、保護組合の維持修繕が重要な活動力となっていた。その実施してきた事業を見ると

- 1 路面、橋面の掃除、除草、除雪及び側溝の掘下げ。
- 2 路面の整理。
- 3 橋梁の障害となるべき流木塵埃及び流水の除却。
- 4 橋脚の簡易な応急手当。
- 5 道路並木の保護。
- 6 砂利敷工事。
- 7 橋梁、水技、暗渠の修繕。
- 8 非常災害の場合の道路および付属の被害防禦その他応急施設。
- 9 渡船場の設備経営に関し、取扱人から要求のあった場合にわずかの労力材料の提供。

などである。現在十二の道路保護組合があり、昭和五十四年度の市補助金は一五三万円であった。

道路保護組合（昭和五十三年度末現在）

組合名	組合長	組合員	組合名	組合長	組合員
西九丁目	田中 勝	一二人	東八丁目	伊藤 義一	一四人
西一線	植瀨 末雄	六四	西八丁目	田中 実	一一
赤平通り線	古谷 武雄	一〇	西泉	川田 国雄	一〇
東十丁目	中島 為一	一〇	西十丁目	神原 武	一〇
北農免	小林 西次	一二	東第五授業場	山本 正明	一六
東第四授業場	山本貞四郎	一七	泉町九区	大橋 武義	一六二

河川愛護組合

昭和十年十一月江部乙町では石狩川沿岸道路の築造を行い、翌十一年四月十八日、沿岸道路保護及び増水氾濫による被害防止を目的とする河川保護組合支部水防班を組織した。

常に河水量の増減、河身の変動、流勢の動向、沿岸道路の状況に

注意して異常発見に際しては伝達により処置することにした。

その後地域ごとにも中小河川の保護組合が生まれ、灌漑溝の維持補修なども組合の仕事として行われるようになり、特に戦時中から戦後の食糧増産にあたっては土功組合溝、国営排水などの草刈、掃除も行うようになり、用水の効率を高めるため組合が活発な動きをみせた。江部乙町では河川保護組合に奨励金を出して活動助成を行ったので、一時は四十数組合の設立をみた。

滝川市との合併後、水田灌漑にあたってはその受益者が当然に愛護すべき内容を持つものとして、排水溝については補助対象から除外され、自然河川の愛護のため河川愛護組合として再組織をみて現在に至っている。

河川愛護組合（昭和五十三年度末現在）

組 合 名	組 合 長	組 合 員	組 合 名	組 合 長	組 合 員
熊穴川(旭沢上流)	高松 養助	一三	第二小の川	社内 与造	四六
同 (同 中流)	中島 為一	八	第二ラウネ川	佐々木市之助	二〇
熊穴川(下流地区)	田中 勝	一〇	第三ラウネ川	安達 作市	一三
第四熊穴川	中野 省三	一三	幌倉川	山本 建次郎	二二
第一堤内川	佐藤 一年	一七	望月川	高橋 秀治	三六
第二〃	伊藤 延一	一七	熊穴川	谷口 昌	一四
西大川	雨池 栄吉	一〇	深沢川東地区	浅山 秀雄	二二
第一西大川	森井 正之	三六	同 西地区	柴岡 敏夫	四六
第二〃	芝原 力男	一〇	深沢川	小林 西次	四八
南手島川	朝倉 外次	一二	銅川	池田 昇	一三
手島川	太田 吉一	二〇	黄金川	高林 勝	一三
手島小川	中屋 利吉	一五	足島川	上野 吉太郎	一五
熊穴川(旭沢下流)	中村 一馬	一二	第四江部乙川	藤田 益平	二〇
同 (上流地区)	木下 靖夫	一〇	東川	岡本 利昭	一五

小の川	峯村 国太郎	四〇	ラウネ川	簗野 正美	一四
第二東裡川	古谷 武雄	二二	泉町九区銀川	大橋 武美	一六
第二国費排水	神代 武雄	一四			二